

第2期

さぬき市子ども・子育て支援計画

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月

さぬき市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題	5
1. 子どもを取り巻く現状	5
2. ニーズ調査結果から見る現状	10
3. 教育・保育施設の状況	31
4. 子どもと家庭を取り巻く課題	33
第3章 計画の理念と施策の体系	34
1. 基本理念	34
2. 基本目標	34
3. 施策体系	36
第4章 施策の展開	37
1. 安心して産み・育てられる支援体制の整備	37
2. 母性と乳幼児の健康づくりの支援	41
3. のびのびと育つ環境づくり	45
4. 配慮が必要な子どもや家庭への支援	48
5. 安心して暮らすことのできる基盤の整備	54
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	56
1. 量の見込みの算出に当たって	56
2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策	61
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64
4. 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等	77
5. 外国につながる幼児への支援・配慮	77
第6章 計画の推進体制	78
1. 推進体制	78
2. 計画の広報・啓発	78
3. 進捗管理	78
資料編	79
1. さぬき市子ども・子育て会議条例	79

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国は、年間出生数が3年連続で100万人を切り、年間で人口が約45万人減少するなど、社会経済の根幹を揺るがしかねない状況にあります。こうした状況の中、国は、国の基本施策である少子化社会対策大綱に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、様々な子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。

この法律では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

これを受けて、さぬき市では、平成27年4月に「さぬき市子ども・子育て支援計画」を策定しました。この計画は、令和元年度末で終了するため、「第2期さぬき市子ども・子育て支援計画」（以下「本計画」といいます。）を新たに策定しました。

また、本計画は、これまでと同様に、市が平成27年度以前から取り組んできた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（策定は、任意化となっています。）と一体的に策定します。

さらに、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月に施行されました。同法では、子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

本計画も、同法の趣旨を勘案して策定します。

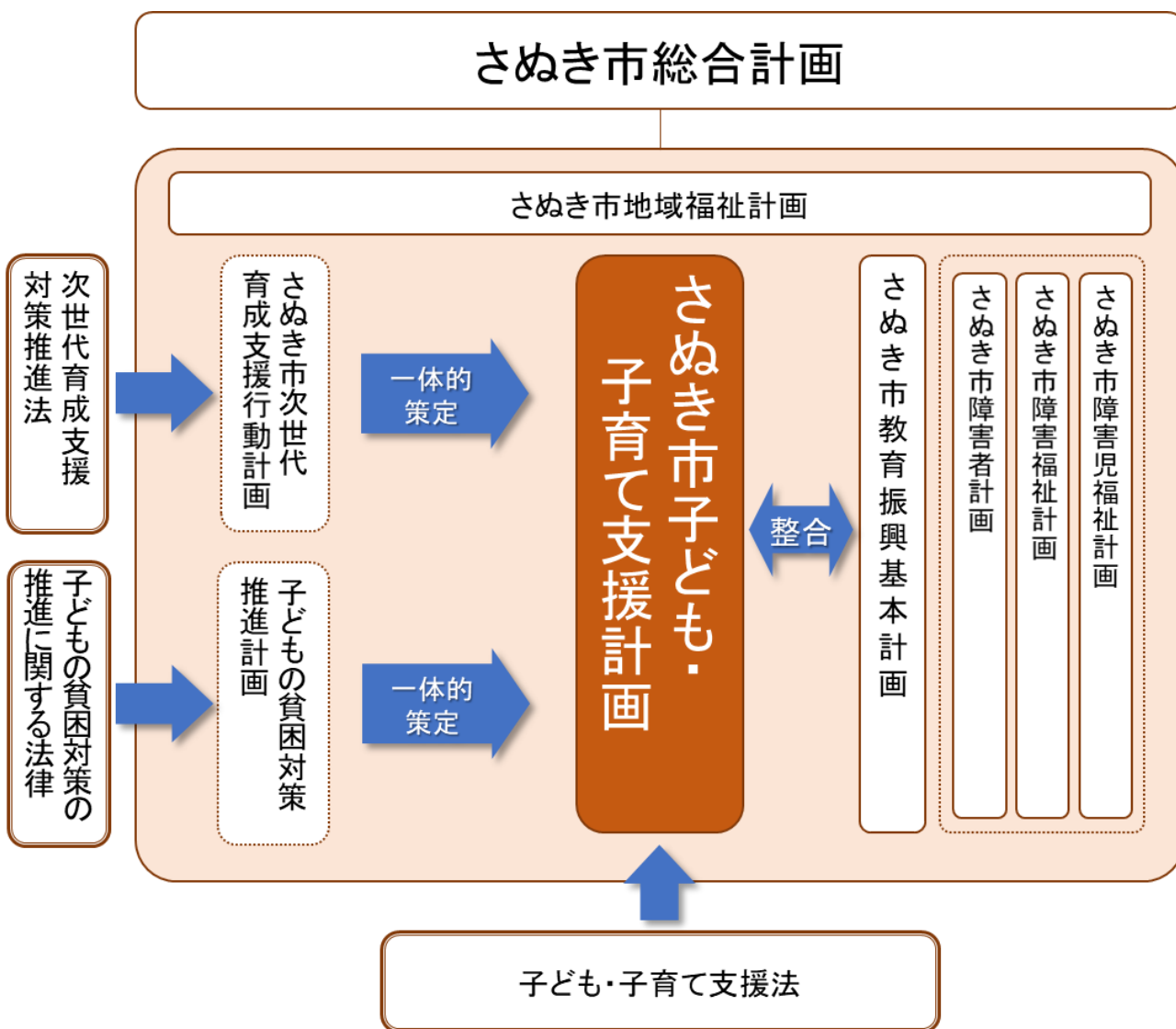
2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子ども・子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や供給体制を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含する計画とします。

策定に当たっては、さぬき市の総合的指針である「第2次さぬき市総合計画（平成27～38（令和8）年度）」を上位計画とし、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するための部門別計画となります。

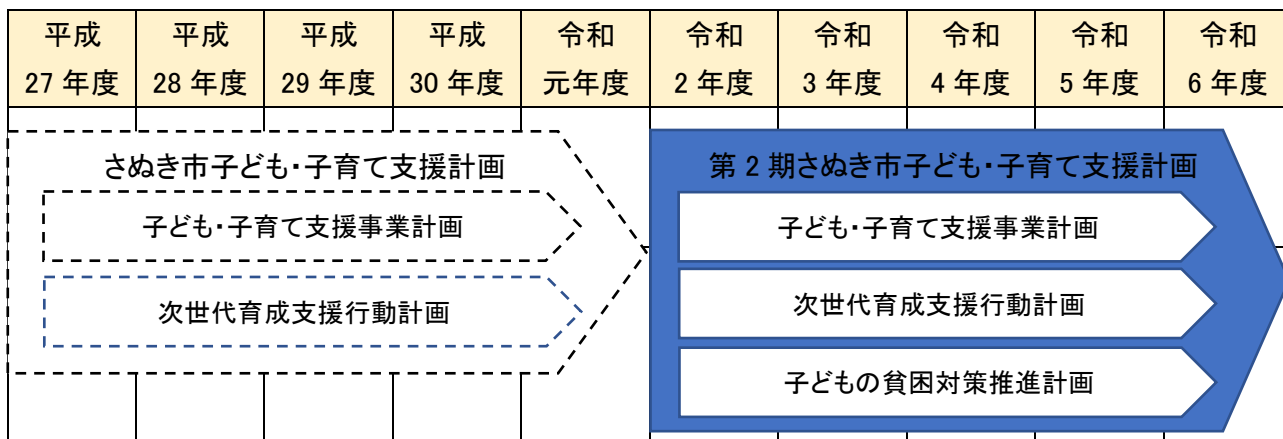
計画の推進に当たっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。



3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定により、令和2年度からの5年間を計画期間とします。

なお、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の内容を十分踏まえるとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び提供体制の確保方策については、必要に応じて中間見直しを行います。



4. 計画の対象

この計画は、市内に居住する子ども（概ね18歳未満）とその家庭、地域、企業、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体等を対象とします。

5. 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

計画策定に当たり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童、小学1～3年生、小学5年生及び中学2年生の保護者を対象にアンケートを実施しました。

【調査概要】

- ・調査対象 市内に在住する就学前児童（0～5歳）、
小学1年生～3年生、小学5年生、中学2年生の保護者
- ・抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- ・調査方法 幼稚園・保育所等、小・中学校を通じての配布回収（一部郵送による配布回収）
- ・調査期間 平成30年12月3日～平成30年12月20日

【回収結果】

調査の種類	標本数（発送数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,803	1,406	78.0%
小学1～3児童調査	1,038	910	87.7%
小5児童調査	376	292	77.7%
中2生徒調査	415	363	87.5%

※集計の関係上、小5児童調査、中2生徒調査において、学年についての設問で無回答又は不明の7名を有効回収数から除いています。

（2）さぬき市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等の代表者及び子育て当事者の委員並びに公募委員で組織する「さぬき市子ども・子育て会議」において、計5回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

（3）パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間 令和元年12月19日（木）～令和2年1月18日（土）
- 意見提出 0件

（4）庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、健康福祉部、教育委員会事務局、総務部などと連携や緊密な調整を行い、分野横断的に全庁的な策定体制で取り組みました。

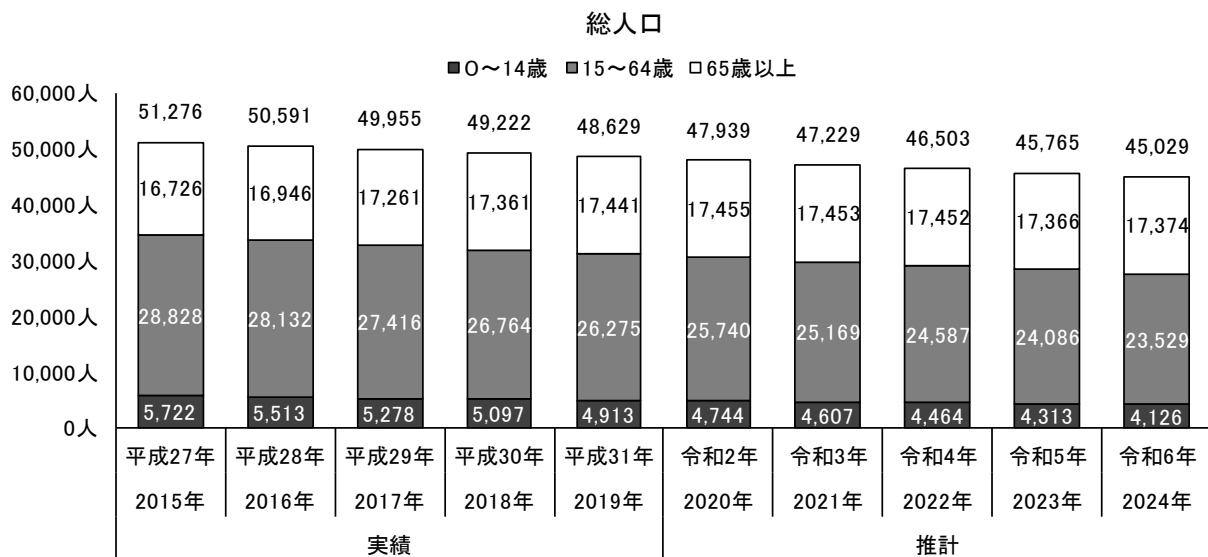
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1. 子どもを取り巻く現状

(1) 人口の状況

総人口の推移（実績）を見ると、平成27年の51,276人から平成31年の48,629人まで毎年600～700人余り、4年間で2,647人減少しており、令和2年から令和6年の推計値も、令和6年には45,029人まで減少し、平成31年からの5年間で3,600人減少するものと推定されています。

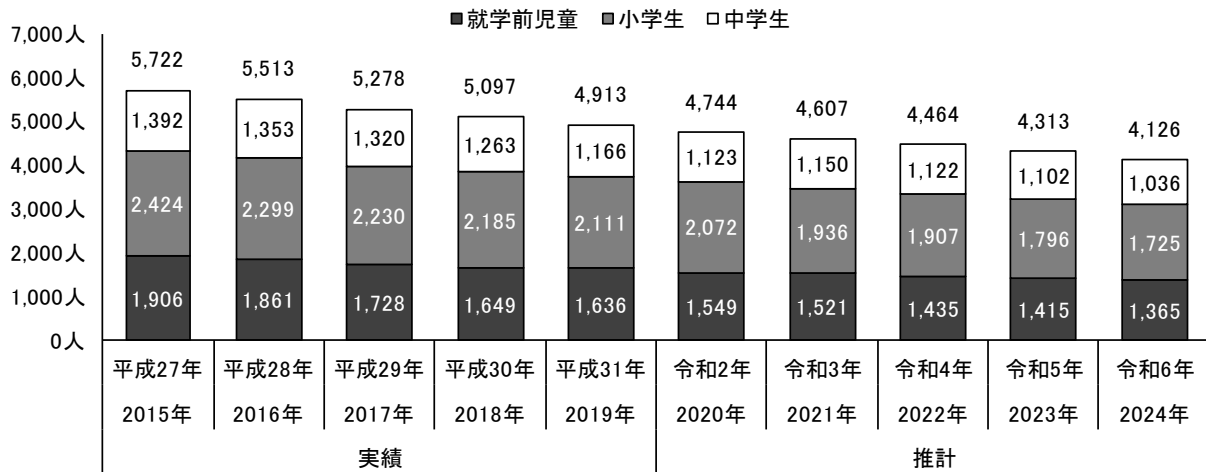
子どもの人口の推移（実績）は、就学前児童、小学生、中学生のいずれも減少し、平成27年の5,722人から平成31年の4,913人まで、4年間で809人減少しています。推計値でも、令和6年には4,126人まで減少し、平成31年からの5年間で800人近く減少するものと見られています。



注)4月1日現在

資料)住民基本台帳

子どもの人口(0～14歳)



注)4月1日現在

資料)住民基本台帳

年齢別子ども人口の推計値

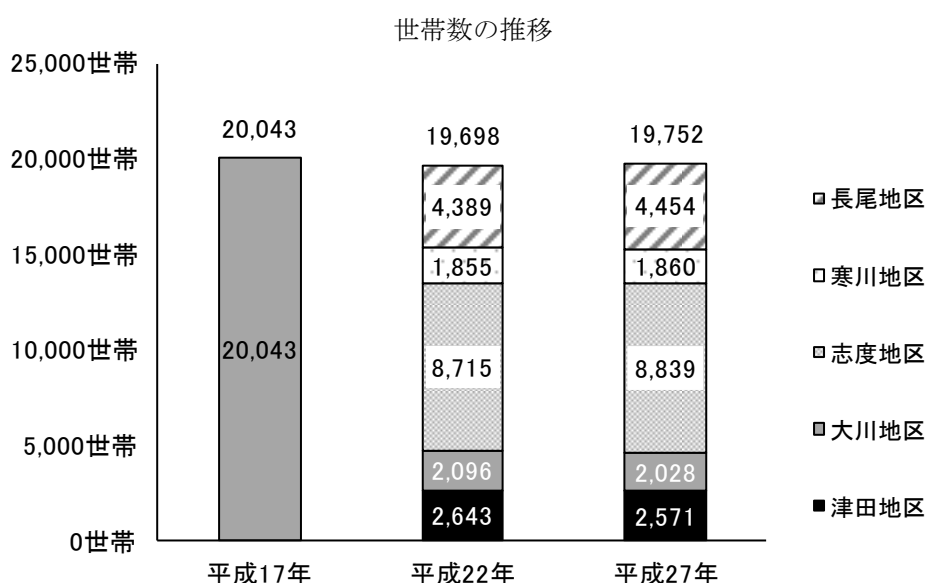
単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	224	217	208	202	195
1歳	234	233	226	216	210
2歳	260	242	242	234	223
3歳	244	266	248	248	240
4歳	318	244	266	248	248
5歳	269	319	245	267	249
就学前児童計	1,549	1,521	1,435	1,415	1,365
6歳	334	267	317	243	265
7歳	291	336	269	319	245
8歳	338	290	336	268	319
9歳	355	338	290	336	268
10歳	349	356	339	291	337
11歳	405	349	356	339	291
小学生計	2,072	1,936	1,907	1,796	1,725
12歳	373	402	346	353	336
13歳	374	373	402	346	353
14歳	376	375	374	403	347
中学生計	1,123	1,150	1,122	1,102	1,036
総計	4,744	4,607	4,464	4,313	4,126

(2) 世帯の状況

国勢調査による世帯数は、平成17年の20,043世帯から、平成22年には19,698世帯に減少しましたが、平成27年では、若干増加して19,752世帯となっており、人口の減少に比べて大きな減少は見られません。地区別に見ると、志度地区が最も多く、長尾地区、津田地区が続いています。

家族類型別の世帯数については、18歳未満世帯員のいる一般世帯の75.5%が核家族世帯となっています。また、ひとり親世帯（「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」の合計）の割合は、18歳未満世帯員のいる一般世帯の10.1%となっています。



資料)国勢調査

家族類型別の世帯数及び構成割合(平成27年)

	一般世帯数	構成割合	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	構成割合
総数(世帯の家族類型)	19,705	100.0%	3,866	100.0%
A 親族のみの世帯	14,036	71.2%	3,848	99.5%
核家族世帯	11,340	57.5%	2,917	75.5%
(1) 夫婦のみの世帯	4,578	23.2%	-	-
(2) 夫婦と子どもから成る世帯	4,961	25.2%	2,525	65.3%
(3) 男親と子どもから成る世帯	284	1.4%	41	1.1%
(4) 女親と子どもから成る世帯	1,517	7.7%	351	9.1%
B 非親族を含む世帯	90	0.5%	9	0.2%
C 単独世帯	5,578	28.3%	9	0.2%
世帯の家族類型「不詳」	1	0.0%	-	-

注)一般世帯数には、18歳未満世帯員のいる一般世帯数を含みます。

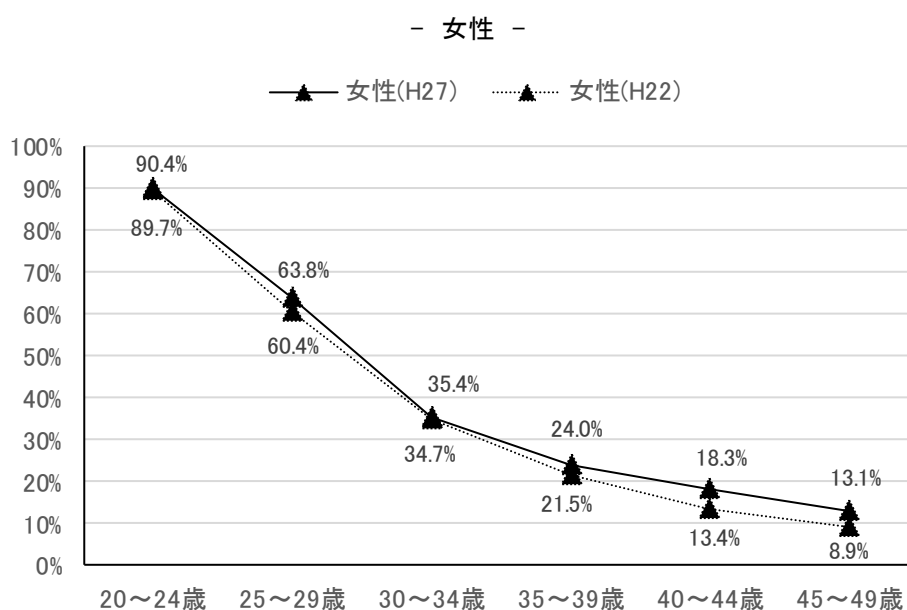
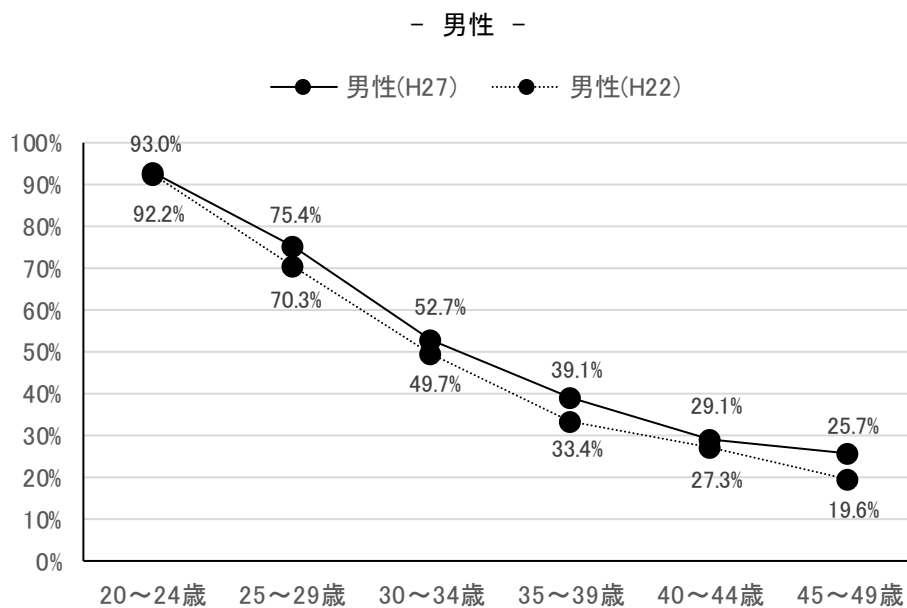
資料)国勢調査

(3) 婚姻・出生

①婚姻

年齢別未婚率は、男性、女性ともに、いずれの年齢も平成22年から平成27年にかけて高まっています。男性では、「20～24歳」、「40～44歳」を除いて、どの年齢も2ポイント以上増加している一方、女性では、40歳以上が他の年齢に比べ高まっています。

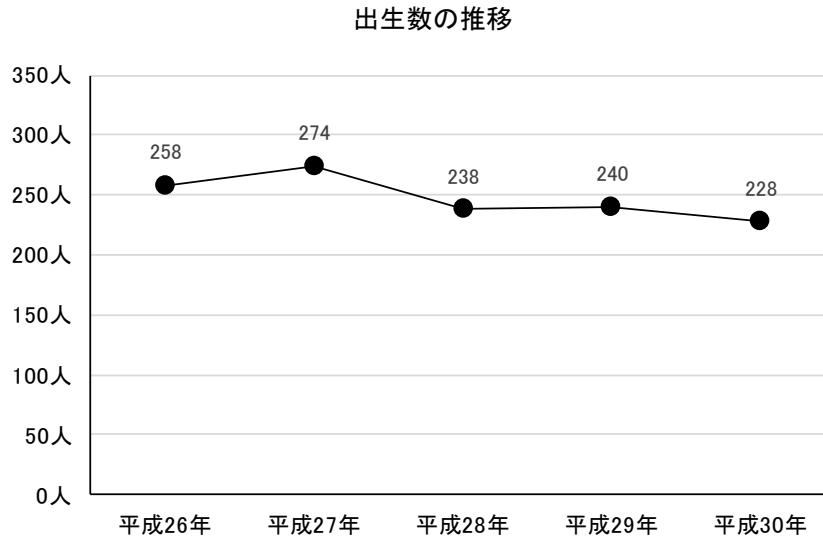
年齢別未婚率の推移



資料) 国勢調査

②出生

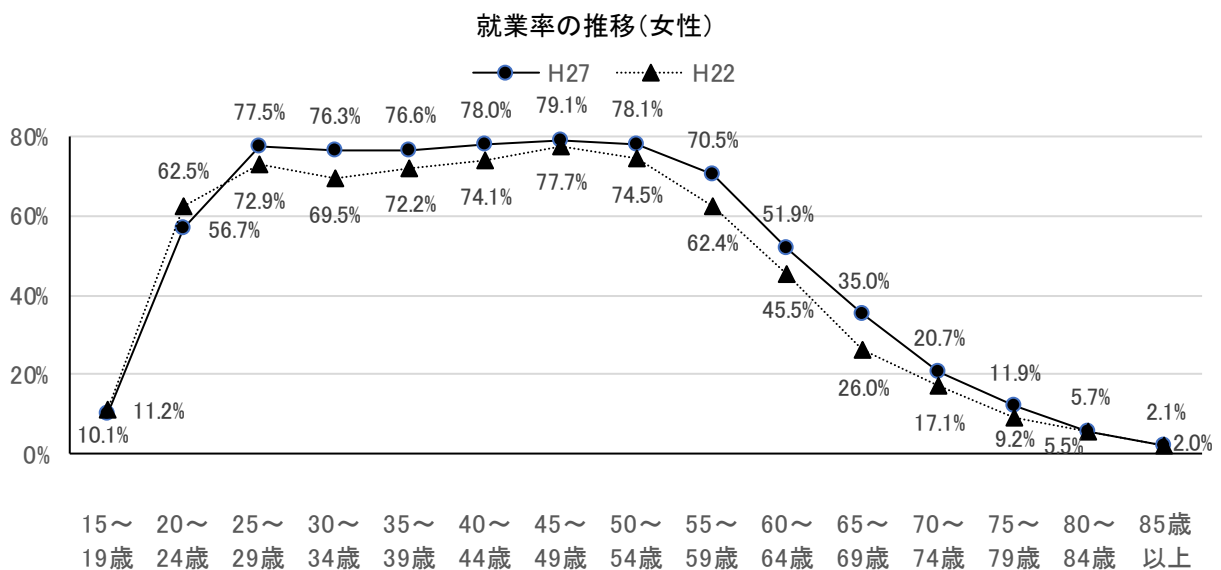
出生数（各年の1月～12月の集計）は、平成26年の258人から平成27年の274人に増加しましたが、平成28年には減少に転じて238人となっています。その後、横ばい傾向で推移し、平成30年で228人となっています。



資料)香川県人口移動調査

(4) 女性の就業率

女性の就業率は、平成22年と平成27年を比較すると、「15～19歳」、「20～24歳」を除いて、どの年齢も高まっています。「65～69歳」が最も高まっていますが、20歳代～40歳代では、「30～34歳」が6.8ポイント上昇し、子育て世代の就業率が低いことを表すM字カーブが解消されつつあります。



資料)国勢調査

2. ニーズ調査結果から見る現状

本計画を策定するに当たり、就学前児童調査（以下「就学前」と表記します。）、小学1～3児童調査（以下「小学1～3」と表記します。）、小5・中2調査（以下それぞれ「小5」、「中2」と表記します。）を実施しました。主な結果を次に示します。調査の概要は、「(1) アンケート調査の実施」(P. 3)を参照してください。

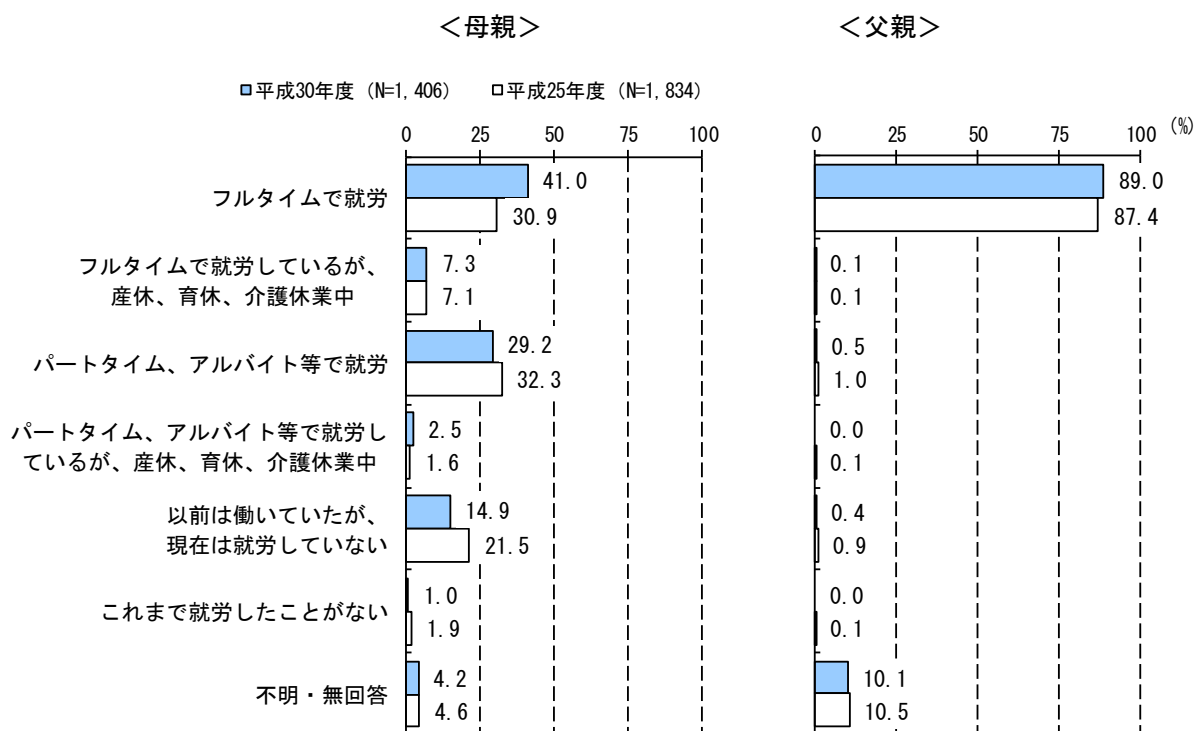
(1) 父母の就労状況

① 就学前児童の父母 「就学前」

母親の就労状況は、「フルタイムで就労」が41.0%で最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労」が29.2%、「以前は働いていたが、現在は就労していない」が14.9%となっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労」が10.1ポイント高くなっています。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労」が89.0%で最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労」が0.5%、「以前は働いていたが、現在は就労していない」が0.4%となっており、平成25年度調査との大きな差は見られません。

【図 父母の就労状況】

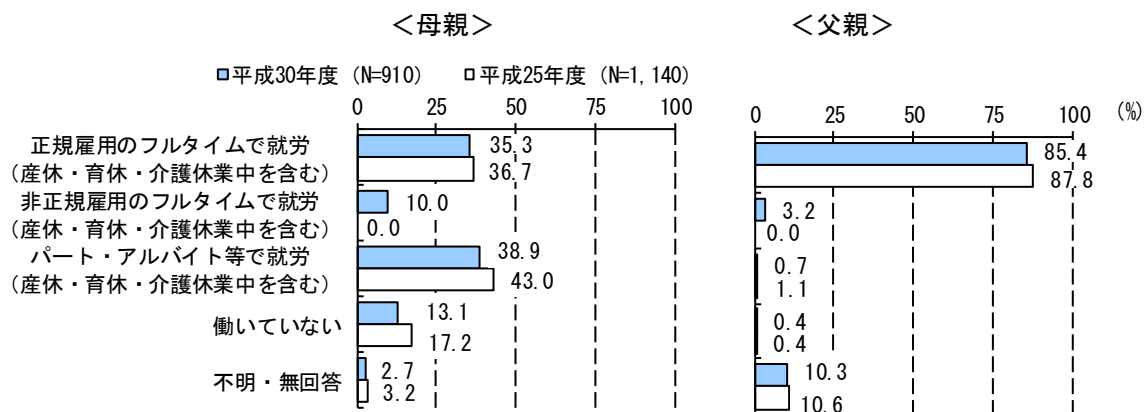


②小学低学年児童の父母 小学1～3

母親の就労状況は、「パートタイム・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が38.9%で最も多く、次いで「正規雇用のフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が35.3%、「働いていない」が13.1%となっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労」が、正規、非正規雇用合わせて8.6ポイント高くなっています。

父親の就労状況は、「正規雇用のフルタイムで就労（育休・介護休業中を含む）」が85.4%で最も多く、次いで「非正規雇用のフルタイムで就労（育休・介護休業中を含む）」が3.2%、「パートタイム・アルバイト等で就労（育休・介護休業中を含む）」が0.7%となっており、平成25年度調査との大きな差は見られません。

【図 父母の就労状況】



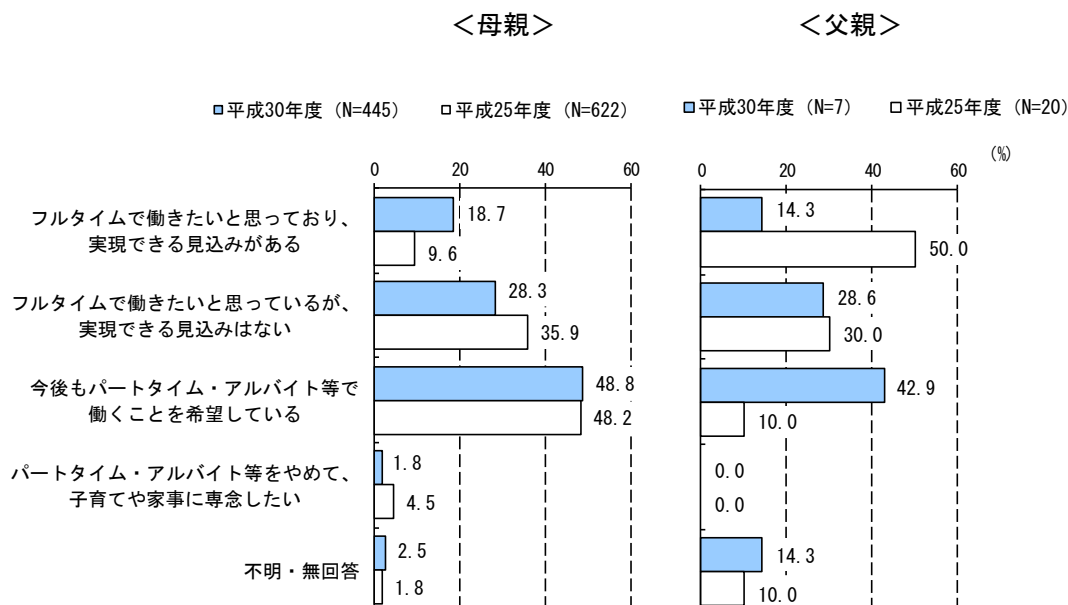
(2) 就学前児童父母の就労希望

①フルタイムへの転換希望 就学前

フルタイムへの転換希望は、母親では、「今後もパートタイム・アルバイト等で働くことを希望している」が48.8%で最も多く、次いで「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」が28.3%、「フルタイムで働きたいと思っており、実現できる見込みがある」が18.7%となっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで働きたいと思っており、実現できる見込みがある」が9.1ポイント高くなっています。

父親では、「今後もパートタイム・アルバイト等で働くことを希望している」が42.9%で最も多く、次いで「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」が28.6%、「フルタイムで働きたいと思っており、実現できる見込みがある」が14.3%となっています。

【図 フルタイムへの転換希望】

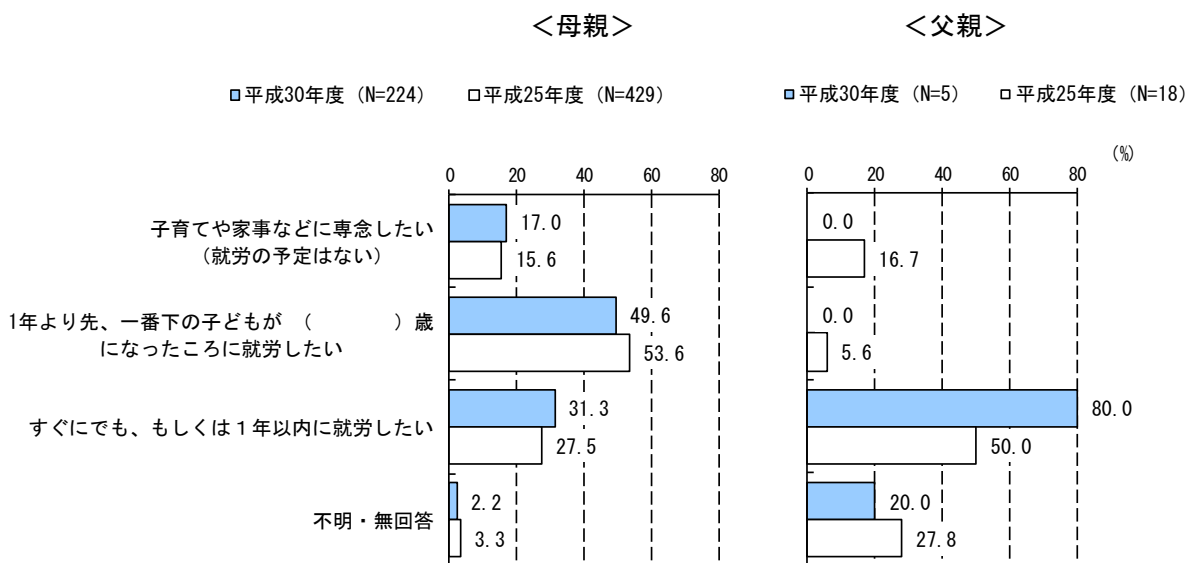


②非就労者の就労希望(母親) **就学前**

非就労者の就労希望は、母親では、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が49.6%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.3%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が17.0%となっています。

父親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が80.0%となっています。

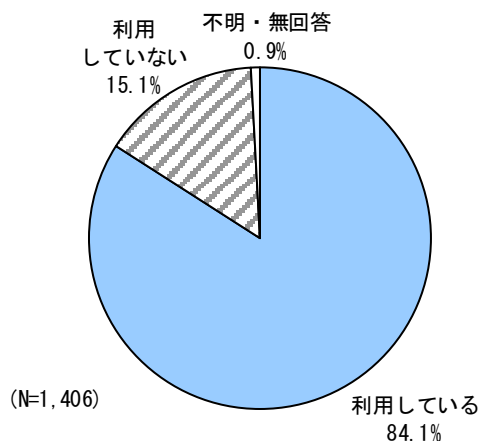
【図 非就労者の就労希望】



(3) 幼稚園や保育所等の利用状況 就学前

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用状況は、「利用している」が84.1%、「利用していない」が15.1%となっています。

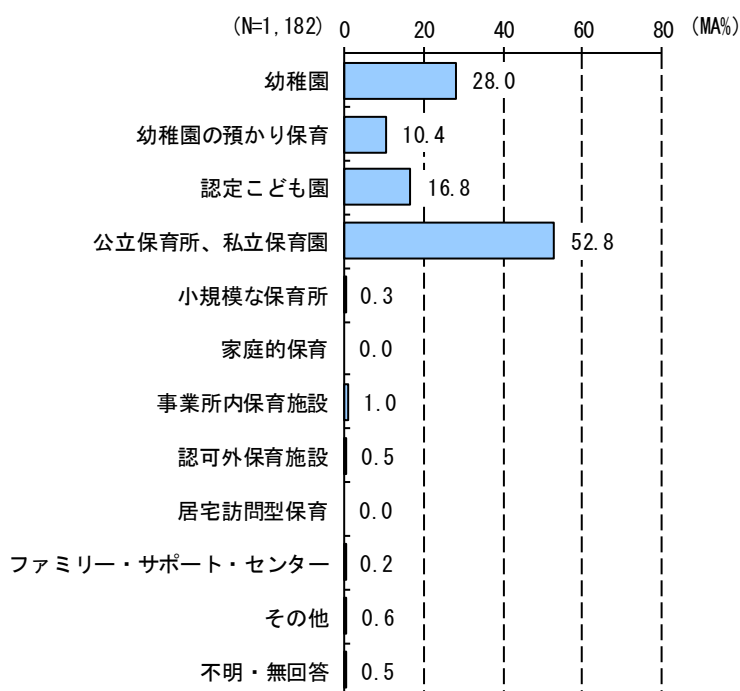
【図 幼稚園や保育所等の利用状況】



(4) 平日に定期的に利用している教育・保育事業 就学前

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「公立保育所、私立保育園」が52.8%で最も多く、次いで「幼稚園」が28.0%、「認定こども園」が16.8%となっています。

【図 平日に定期的に利用している教育・保育事業】

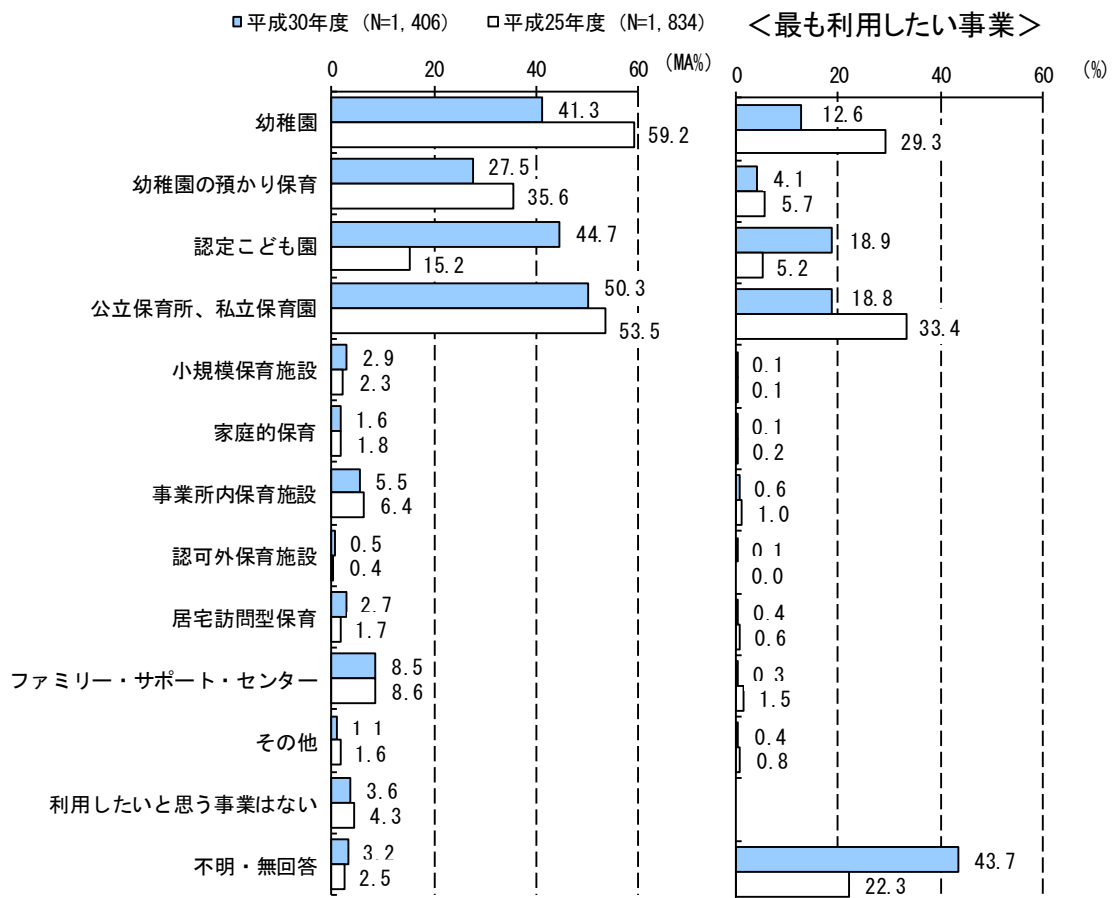


(5) 利用したい平日の定期的な教育・保育事業 就学前

平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「公立保育所、私立保育園」が50.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が44.7%、「幼稚園」が41.3%となっています。平成25年度調査と比較すると「認定こども園」が29.5ポイント高くなり、「幼稚園」が17.9ポイント低くなっています。

最も利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が18.9%で最も多く、次いで「公立保育所、私立保育園」が18.8%、「幼稚園」が12.6%となっています。

【図 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】

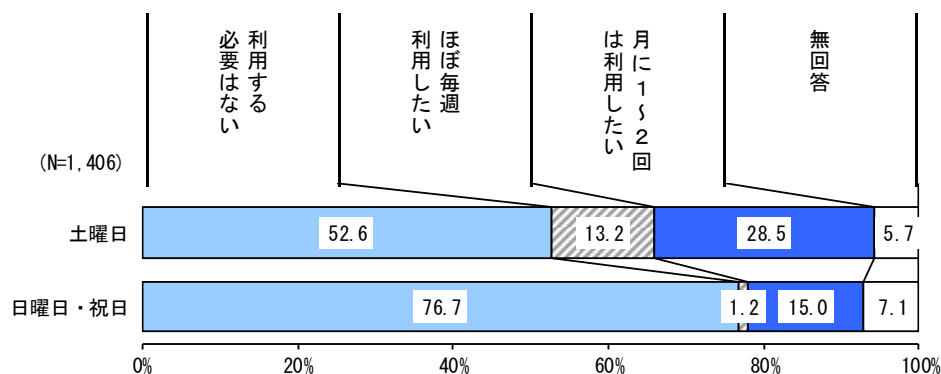


(6) 土曜日、日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の利用希望 就学前

幼稚園や保育所等の利用希望は、土曜日では、「利用する必要はない」が52.6%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が28.5%、「ほぼ毎週利用したい」が13.2%となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が76.7%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が15.0%、「ほぼ毎週利用したい」が1.2%となっています。

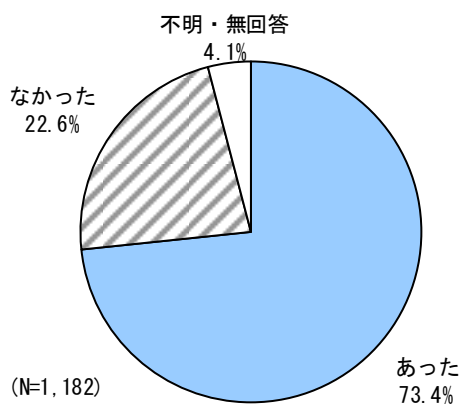
【図 土曜日、日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の利用希望】



(7) 病気等で教育・保育事業が利用できなかったこと 就学前

病気等で教育・保育事業が利用できなかったことは、「あった」が73.4%、「なかった」が22.6%となっています。

【図 病気等で教育・保育事業が利用できなかったこと】



(8) 病児・病後児保育施設等の利用希望 就学前

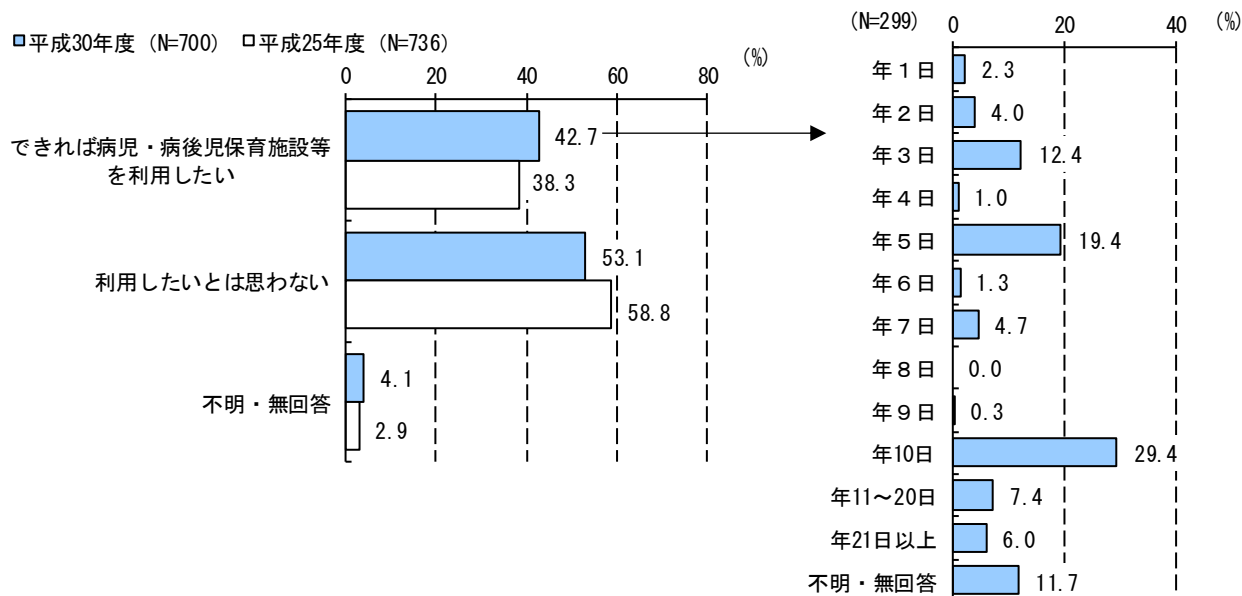
病児・病後児保育施設等の利用希望は、「利用したいとは思わない」が53.1%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が42.7%となっています。

利用希望日数は、「年10日」が29.4%で最も多く、次いで「年5日」が19.4%、「年3日」が12.4%となっています。平均は、9.5日となっています。

病児・病後児保育施設等の利用希望を子どもの年齢別に見ると、どの年齢も「利用したいとは思わない」が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を上回っていますが、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」も、3割台～4割台となっています。

【図 病児・病後児保育施設等の利用希望】

【図 病児・病後児保育施設等の利用希望日数】



【表 年齢別 病児・病後児保育施設等の利用意向】

	全体	病後児保育施設等 で利用できる 病児保育施設	利用したい とは思わない	不明・無回答
全体 上段/実数	700	299	372	29
下段/%	100.0	42.7	53.1	4.1
0歳児	75	35	36	4
	100.0	46.7	48.0	5.3
1歳児	96	45	49	2
	100.0	46.9	51.0	2.1
2歳児	137	65	66	6
	100.0	47.4	48.2	4.4
3歳児	108	39	65	4
	100.0	36.1	60.2	3.7
4歳児	161	63	90	8
	100.0	39.1	55.9	5.0
5歳児	118	49	64	5
	100.0	41.5	54.2	4.2

(9) 放課後児童クラブについて

①就学前児童(5歳児)の小学校就学後の放課後の過ごし方 就学前

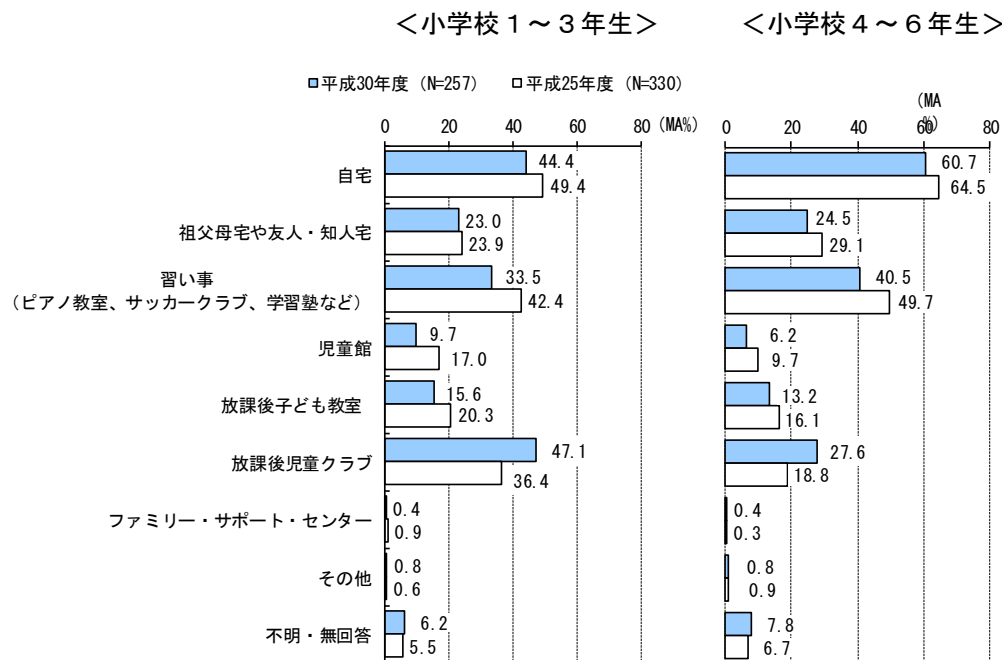
小学校就学後の放課後の過ごし方は、小学校1～3年生では、「放課後児童クラブ」が47.1%で最も多く、次いで「自宅」が44.4%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が33.5%となっています。平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が10.7ポイント高くなっています。

小学校4～6年生では、「自宅」が60.7%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が40.5%、「放課後児童クラブ」が27.6%となっています。平成25年度調査と比較すると「放課後児童クラブ」が8.8ポイント高くなっています。

小学校1～3年生の放課後の過ごし方の日数の平均は、「放課後児童クラブ」週4.6日、「児童館」週4.0日となっています。放課後児童クラブの利用希望時間は、下校時から「17時31分～18時」が39.7%で最も多く、次いで「16時31分～17時」が18.2%、「18時1分～18時30分」が12.4%となっています。

小学校4～6年生の放課後の過ごし方の日数の平均は、「放課後児童クラブ」週4.4日、「自宅」週3.9日となっています。放課後児童クラブの利用希望時間は、下校時から「17時31分～18時」が45.1%で最も多く、次いで「16時31分～17時」が18.3%、「18時1分～18時30分」が11.3%となっています。

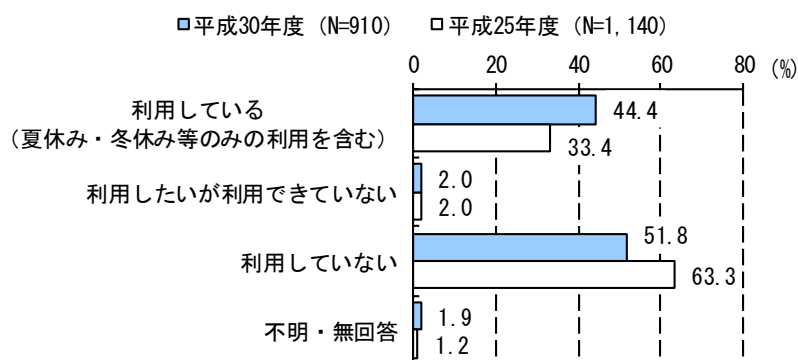
【図 小学校就学後の放課後の過ごし方】



②小学生の放課後児童クラブの利用状況 小学1～3

放課後児童クラブの利用状況は、「利用していない」が51.8%で最も多く、次いで「利用している（夏休み・冬休み等のみの利用を含む）」が44.4%、「利用したいが利用できていない」が2.0%となっています。平成25年度調査と比較すると、「利用している（夏休み・冬休み等のみの利用を含む）」が11.0ポイント高くなっています。

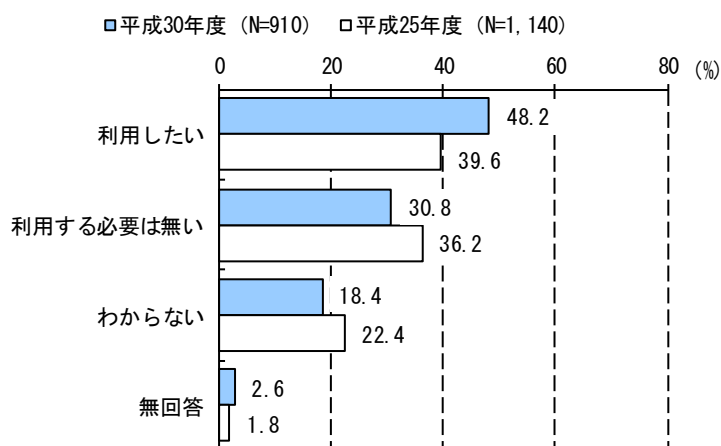
【図 放課後児童クラブの利用状況】



③小学生の放課後児童クラブの利用希望 小学1～3

放課後児童クラブの今後の利用希望は、「利用したい」が48.2%で最も多く、次いで「利用する必要はない」が30.8%、「わからない」が18.4%となっています。平成25年度調査と比較すると、「利用したい」が8.6ポイント上昇しています。

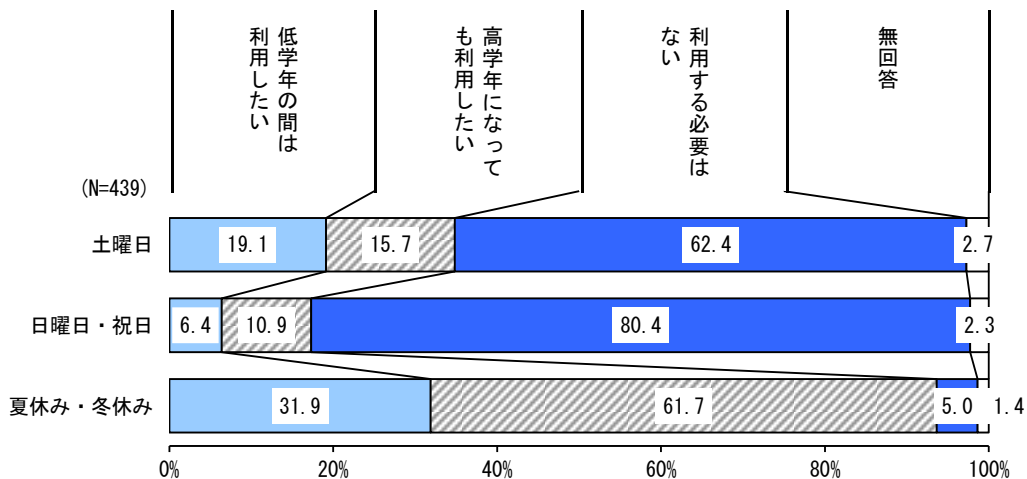
【図 放課後児童クラブの利用希望】



④小学生の放課後児童クラブの利用希望(土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休み) **小学1～3**

放課後児童クラブの利用希望は、土曜日では、「利用する必要はない」が62.4%で最も多く、次いで「低学年の間は利用したい」が19.1%、「高学年になっても利用したい」が15.7%となっています。日曜日・祝日は、「利用する必要はない」が80.4%で最も多く、次いで「高学年になっても利用したい」が10.9%、「低学年の間は利用したい」が6.4%となっています。夏休み・冬休みは、「高学年になっても利用したい」が61.7%で最も多く、次いで「低学年の間は利用したい」が31.9%、「利用する必要はない」が5.0%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用希望(土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休み)】



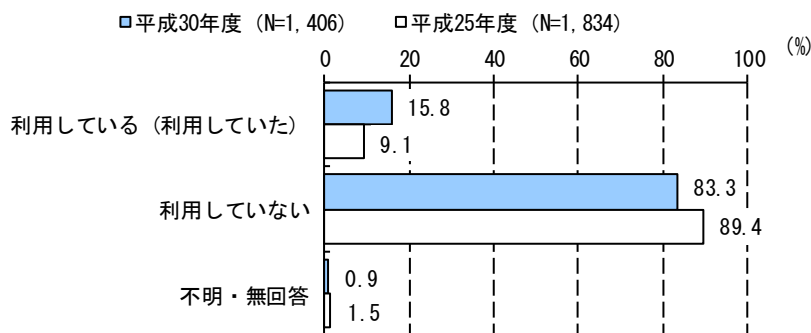
(10) 地域子育て支援センターの利用状況

①利用状況 **就学前**

地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が83.3%、「利用している(利用していた)」が15.8%となっています。平成25年度調査と比較すると、「利用している(利用していた)」が6.7ポイント高くなっています。

利用日数は、「月11回以上」が27.9%で最も多く、次いで「月2回」が15.3%、「月8回」が14.9%となっています。

【図 地域子育て支援センターの利用状況】



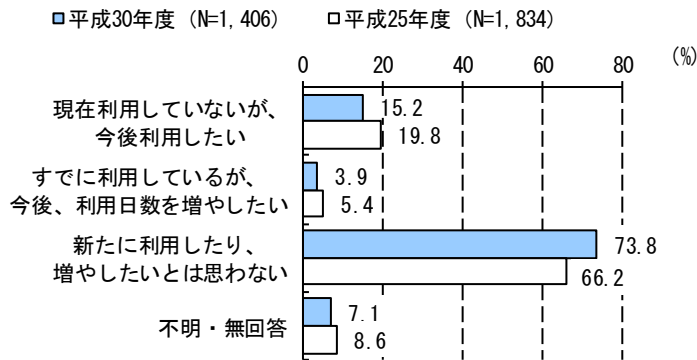
②利用希望 **就学前**

地域子育て支援センターの利用希望は、「新たに利用したり、増やしたいとは思わない」が73.8%で最も多く、次いで「現在利用していないが、今後利用したい」が15.2%、「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」が3.9%となっています。平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、増やしたいとは思わない」が7.6ポイント高くなっています。

利用希望回数は、「現在利用していないが、今後利用したい」では、「月1回」が29.4%で最も多く、次いで「月2回」が18.7%、「月11回以上」が10.3%となっており、平均は4.4回となっています。

「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」では、「月4回」が25.5%で最も多く、次いで「月11回以上」が20.0%、「月8回」が12.7%となっており、平均は6.7回となっています。

【図 地域子育て支援センターの利用希望】



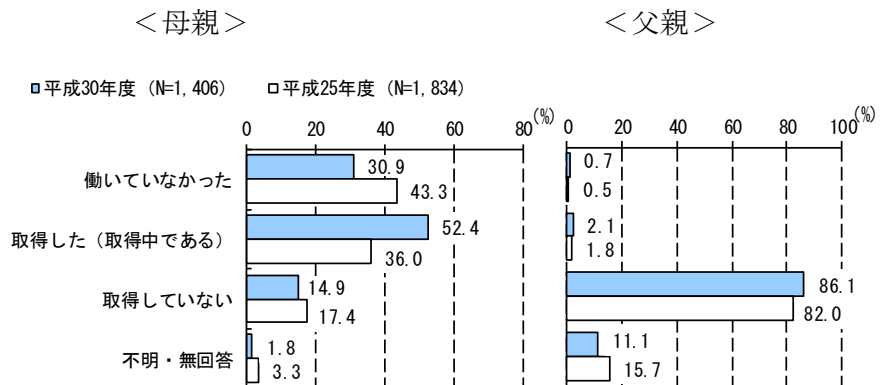
(11) 育児休業の取得状況 **就学前**

育児休業の取得状況について、母親は、「働いていなかった」が30.9%、「取得していない」が14.9%となっています。

父親では、「取得していない」が86.1%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が2.1%、「働いていなかった」が0.7%となっています。平成25年度調査と比較すると、母親は、「取得した(取得中である)」が16.4ポイント上昇しています。

育児休業を取得していない理由は、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が33.8%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が24.3%、「仕事が忙しかった」が18.6%となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が41.2%で最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が38.9%、「配偶者や祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が35.7%となっています。

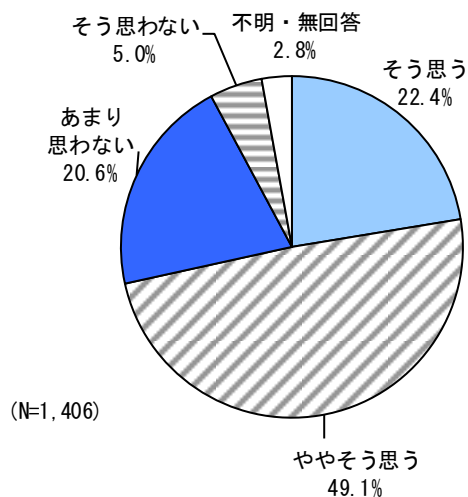
【図 育児休業の取得状況】



(12) 仕事と生活の調和がとれているか 就学前

仕事と生活の調和がとれているかについては、「ややそう思う」が49.1%で最も多く、次いで「そう思う」が22.4%、「あまり思わない」が20.6%となっています。

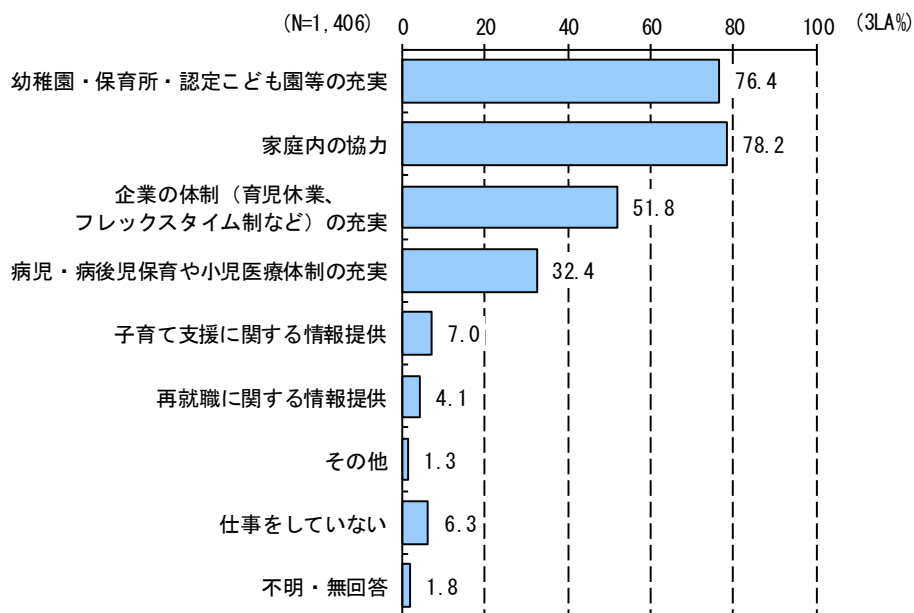
【図 仕事と生活の調和がとれているか】



(13) 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと 就学前

子育てをしながら仕事をする上で必要なことは、「家庭内の協力」が78.2%で最も多く、次いで「幼稚園・保育所・認定こども園等の充実」が76.4%、「企業の体制（育児休業、フレックスタイム制など）の充実」が51.8%となっています。

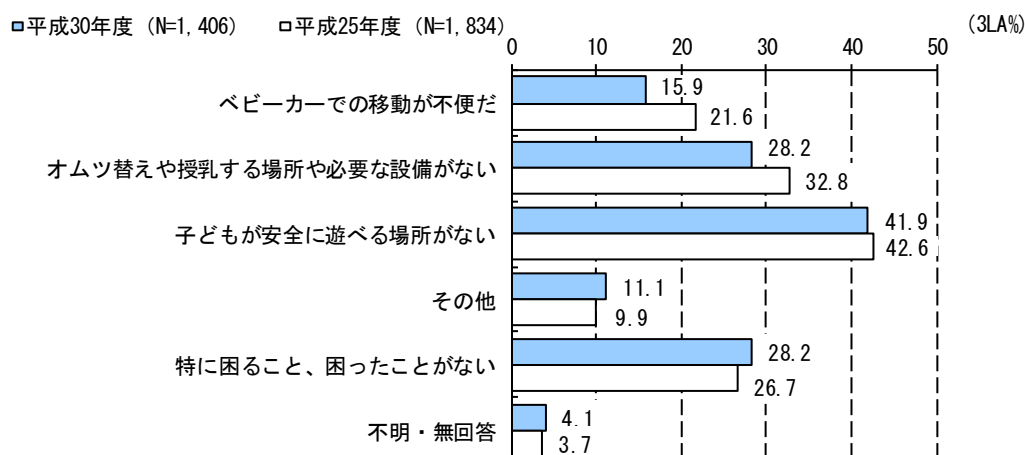
【図 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと】



(14) 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと 就学前

子どもとの外出の際に困ること・困ったことは、「子どもが安全に遊べる場所がない」が41.9%で最も多く、平成25年度調査と大きな変化はありません。次いで「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」と「特に困ること、困ったことがない」がともに28.2%、「ベビーカーでの移動が不便だ」が15.9%となっています。

【図 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと】

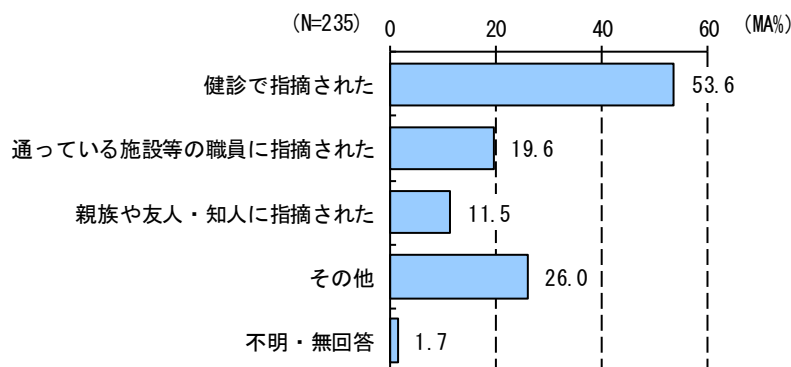


(15) 子どもの発育・発達について

① 気になること、気になったきっかけ 就学前

子どもの発育・発達が気になったきっかけは、「健診で指摘された」が53.6%で最も多く、次いで「その他」が26.0%、「通っている施設等の職員に指摘された」が19.6%となっています。

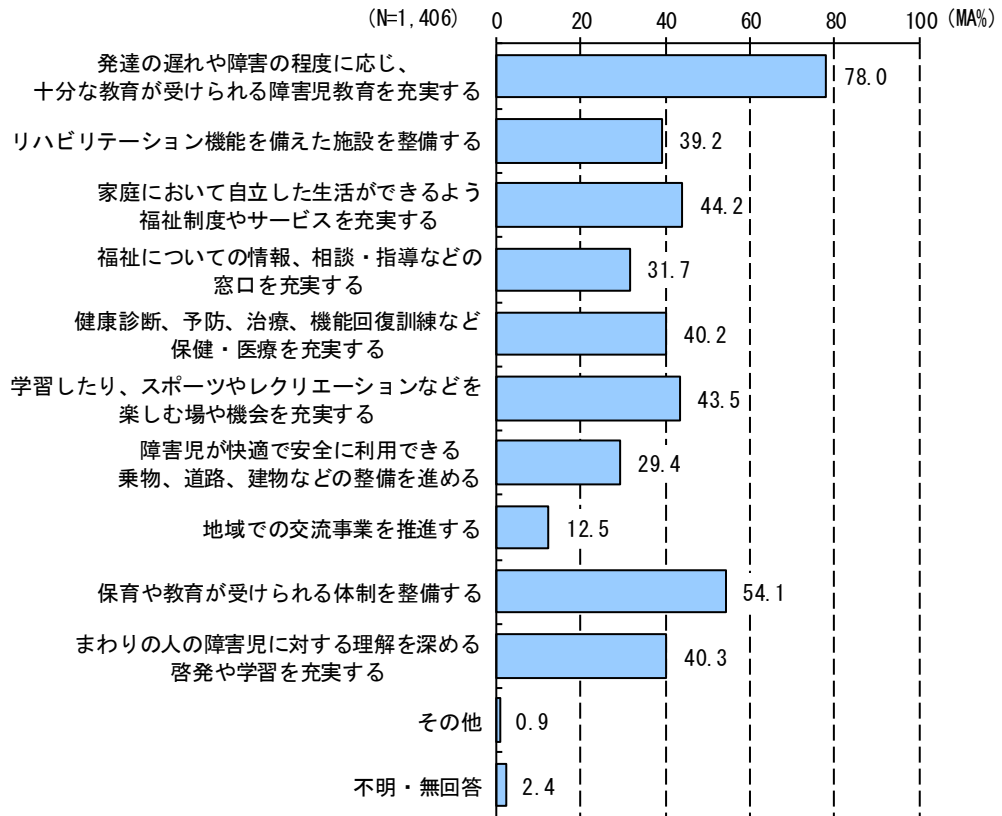
【図 子どもの発育・発達が気になったきっかけ】



②子どもに発達の遅れや障害があった場合に力を入れてほしいと思うこと **就学前**

「発達の遅れや障害の程度に応じ、十分な教育が受けられる障害児教育を充実する」が78.0%で最も多く、次いで「保育や教育が受けられる体制を整備する」が54.1%、「家庭において自立した生活ができるよう福祉制度やサービスを充実する」が44.2%となっています。

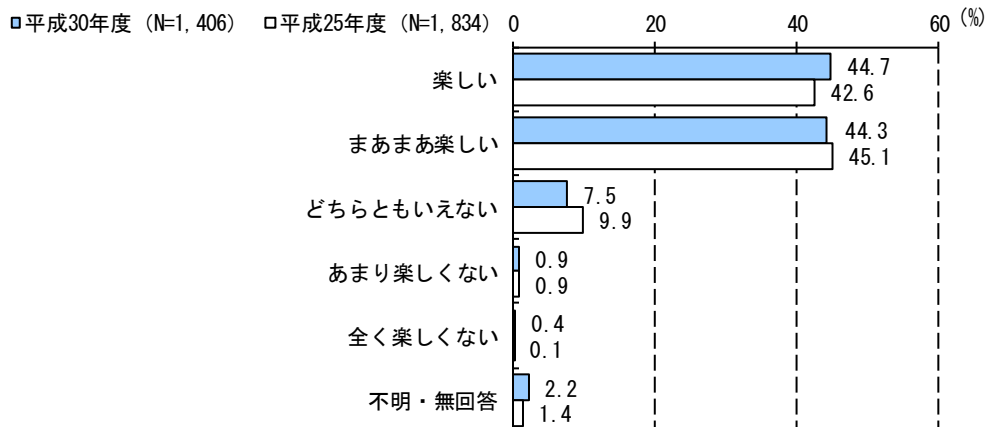
【図 子どもに発達の遅れや障害があった場合に力を入れてほしいと思うこと】



(16) 子育てが楽しいか **就学前**

子育てが楽しいかについては、「楽しい」が44.7%で最も多く、次いで「まあまあ楽しい」が44.3%、「どちらともいえない」が7.5%となっています。

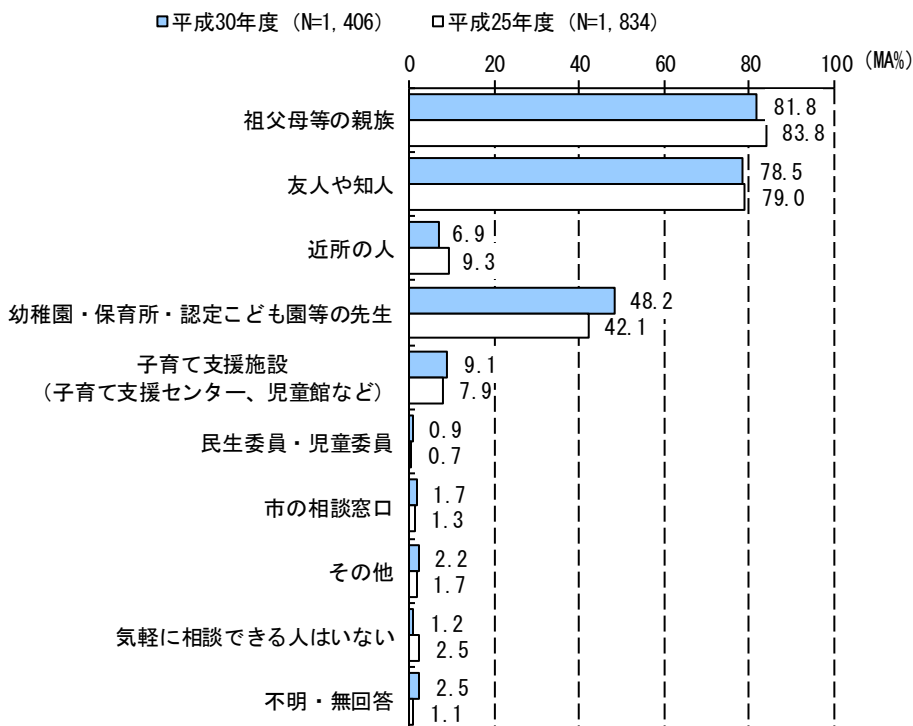
【図 子育てが楽しいか】



(17) 子育てに関して気軽に相談できる人 就学前

子育てに関して気軽に相談できるのは、「祖父母等の親族」が81.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が78.5%、「幼稚園・保育所・認定こども園等の先生」が48.2%となっています。平成25年度調査と比較すると、「幼稚園・保育所・認定こども園等の先生」が6.1ポイント多くなっています。

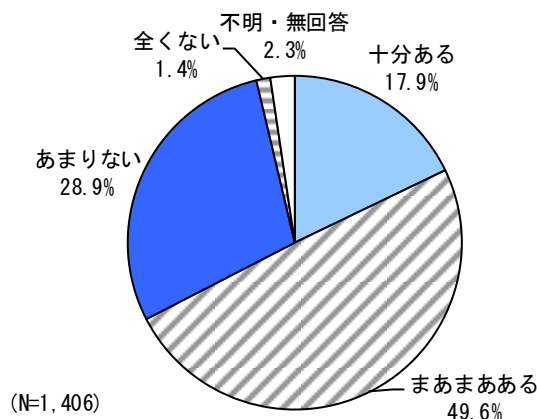
【図 子育てに関して気軽に相談できる人】



(18) ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無 就学前

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無については、「まあまあある」が49.6%で最も多く、次いで「あまりない」が28.9%、「十分ある」が17.9%となっています。

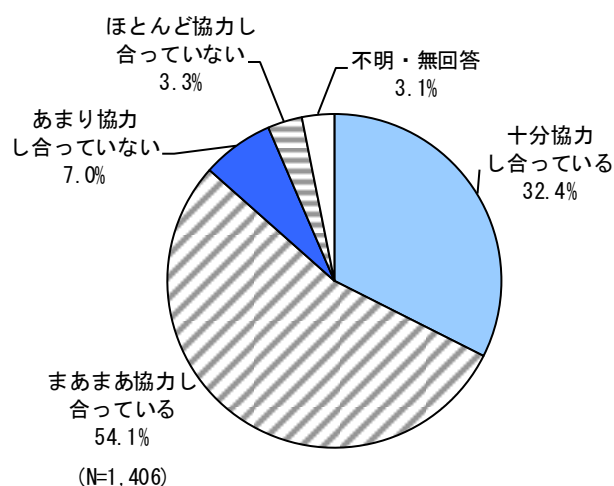
【図 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無】



(19) 家族で協力して子育てをしているか 就学前

家族で協力して子育てをしているかについては、「まあまあ協力し合っている」が54.1%で最も多く、次いで「十分協力し合っている」が32.4%、「あまり協力し合っていない」が7.0%となっています。

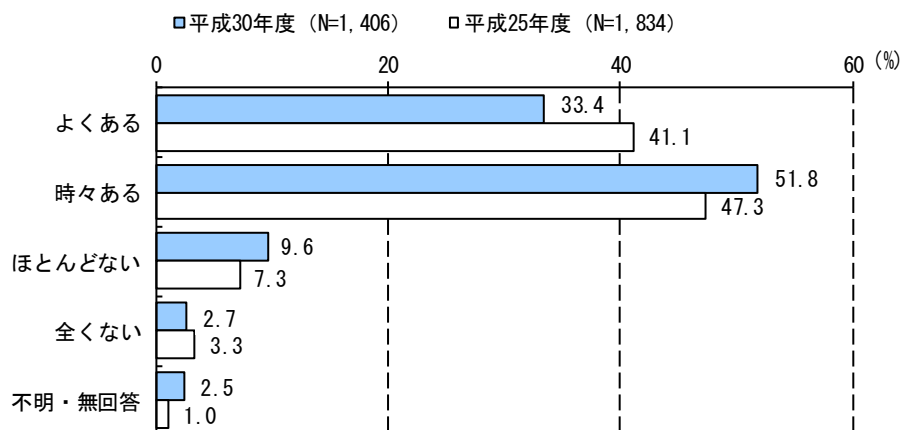
【図 家族で協力して子育てをしているか】



(20) 地域の人から声をかけられる頻度 就学前

地域の人から声をかけられる頻度は、「時々ある」が51.8%で最も多く、次いで「よくある」が33.4%、「ほとんどない」が9.6%となっています。平成25年度調査と比較すると「よくある」が7.7ポイント低くなっています。

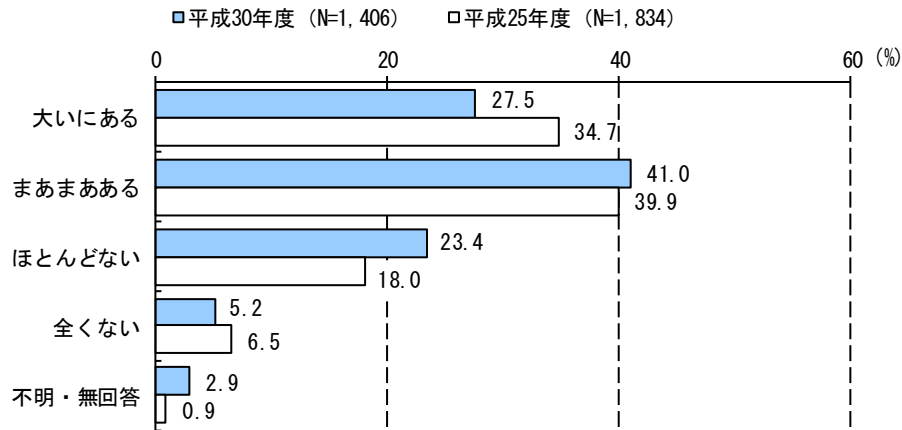
【図 地域の人から声をかけられる頻度】



(21) 周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無 就学前

周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無は、「まあまあある」が41.0%で最も多く、次いで「大いにある」が27.5%、「ほとんどない」が23.4%となっています。平成25年度調査と比較すると、「大いにある」が7.2ポイント低くなっています。

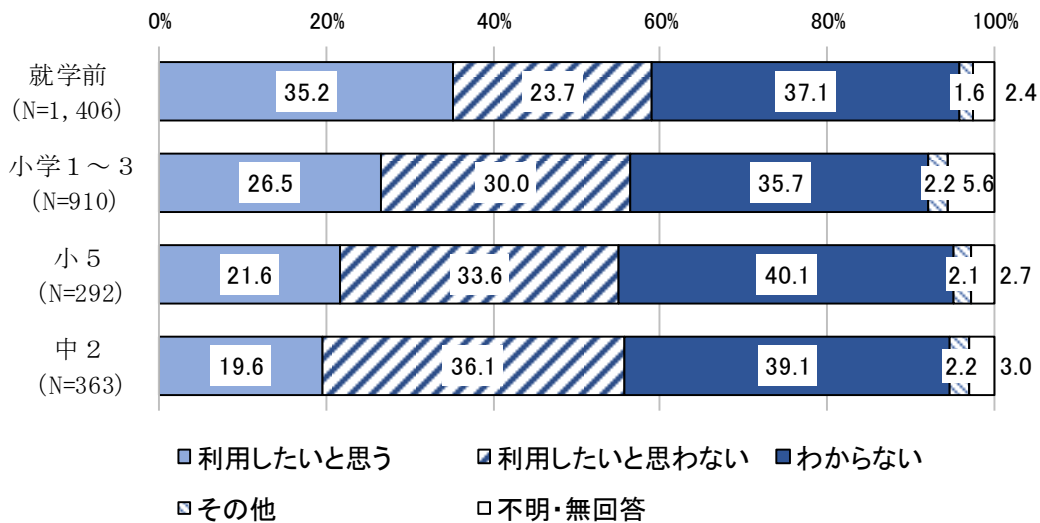
【図 周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無】



(22) 子ども食堂の利用意向について 就学前 小学1～3 小5 中2

子ども食堂の利用意向については、「利用したいと思う」が就学前では35.2%、小学1～3では26.5%、小5では21.6%、中2では19.6%となっており、年齢が低くなるほど「利用したいと思う」が多くなっています。

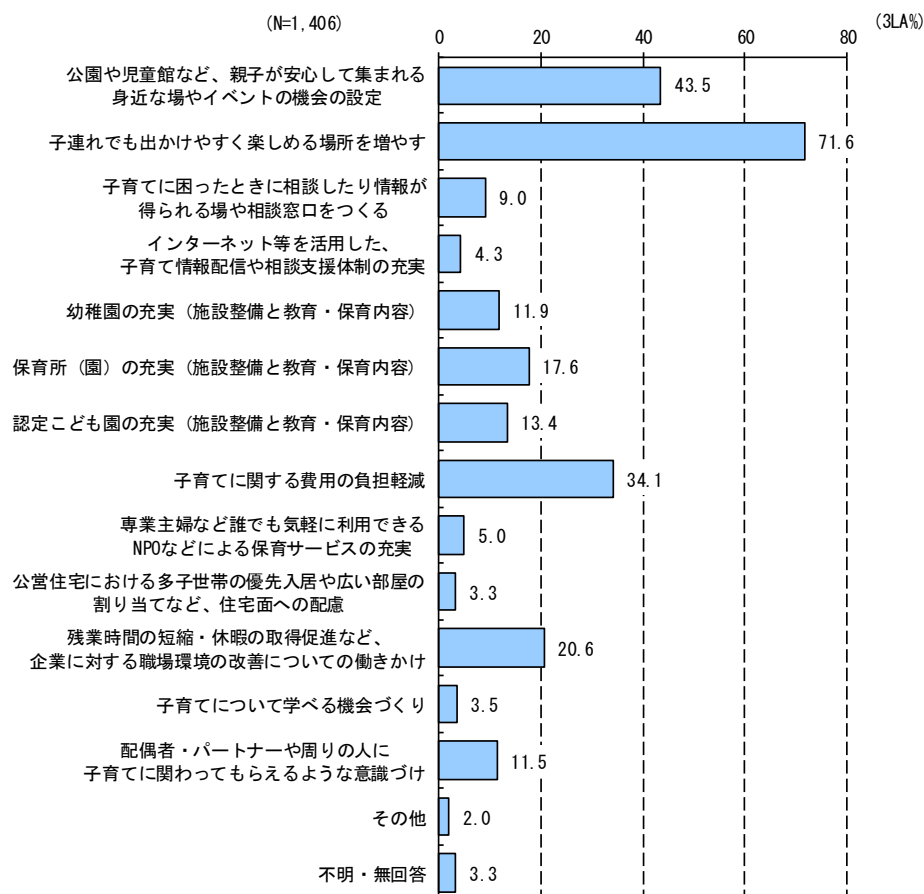
【図 子ども食堂の利用意向について】



(23) 子育て環境充実のために必要な支援策 就学前

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が71.6%で最も多く、次いで「公園や児童館など、親子が安心して集まれる身近な場やイベントの機会の設定」が43.5%、「子育てに関する費用の負担軽減」が34.1%となっています。

【図 子育て環境充実のために必要な支援策】



(24) 子どもの習い事の状況 小5 中2

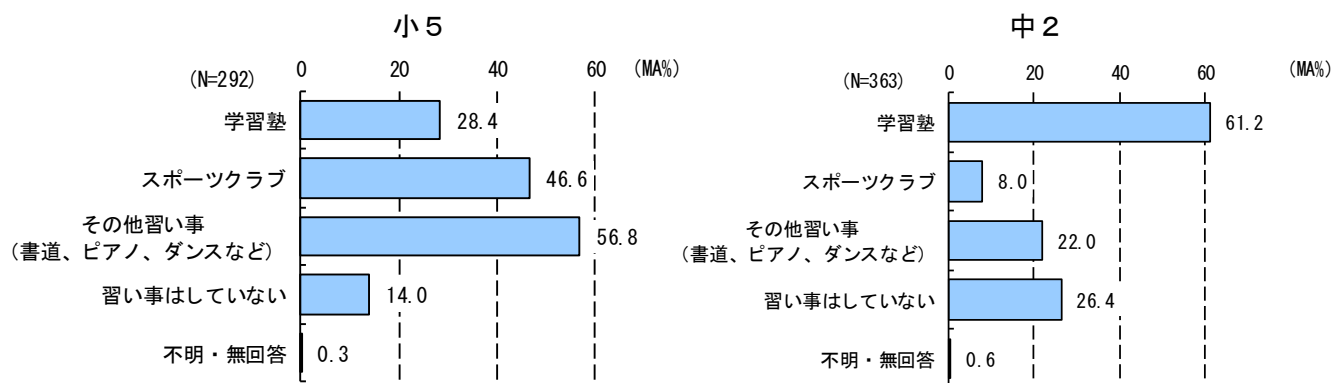
小5の習い事については、「その他習い事（書道、ピアノ、ダンスなど）」が56.8%で最も多く、次いで「スポーツクラブ」が46.6%、「学習塾」が28.4%となっています。

習い事の状況を住民税課税状況別にみると、非課税世帯では「スポーツクラブ」が50.0%で最も多く、課税世帯では「その他習い事（書道、ピアノ、ダンスなど）」が61.0%で最も多くなっています。

中2の習い事については、「学習塾」が61.2%で最も多く、次いで「習い事はしていない」が26.4%、「その他習い事（書道、ピアノ、ダンスなど）」が22.0%となっています。

習い事の状況を住民税課税状況別にみると、非課税世帯、課税世帯ともに「学習塾」が60.0%～62.9%で最も多くなっています。

【図 習い事の状況】



【表 住民税課税状況別 習い事の状況】

		合計	学習塾	スポーツクラブ	その他習い事 (書道、ピアノ、ダンスなど)	習い事はしていない	不明・無回答	
小5	全体	上段/実数 下段/%	292 100.0	83 28.4	136 46.6	166 56.8	41 14.0	1 0.3
	住民税課税状況	非課税世帯である	22 100.0	5 22.7	11 50.0	7 31.8	7 31.8	0 0.0
		非課税世帯ではない	231 100.0	70 30.3	111 48.1	141 61.0	25 10.8	1 0.4
	わからない	35 100.0	8 22.9	13 37.1	15 42.9	9 25.7	0 0.0	
	全体	上段/実数 下段/%	363 100.0	222 61.2	29 8.0	80 22.0	96 26.4	2 0.6
中2	住民税課税状況	非課税世帯である	35 100.0	21 60.0	4 11.4	8 22.9	10 28.6	0 0.0
		非課税世帯ではない	286 100.0	180 62.9	22 7.7	64 22.4	71 24.8	1 0.3
	わからない	38 100.0	19 50.0	2 5.3	7 18.4	15 39.5	0 0.0	
	全体	上段/実数 下段/%	363 100.0	222 61.2	29 8.0	80 22.0	96 26.4	2 0.6

(25) 子どもの進学について 小5 中2

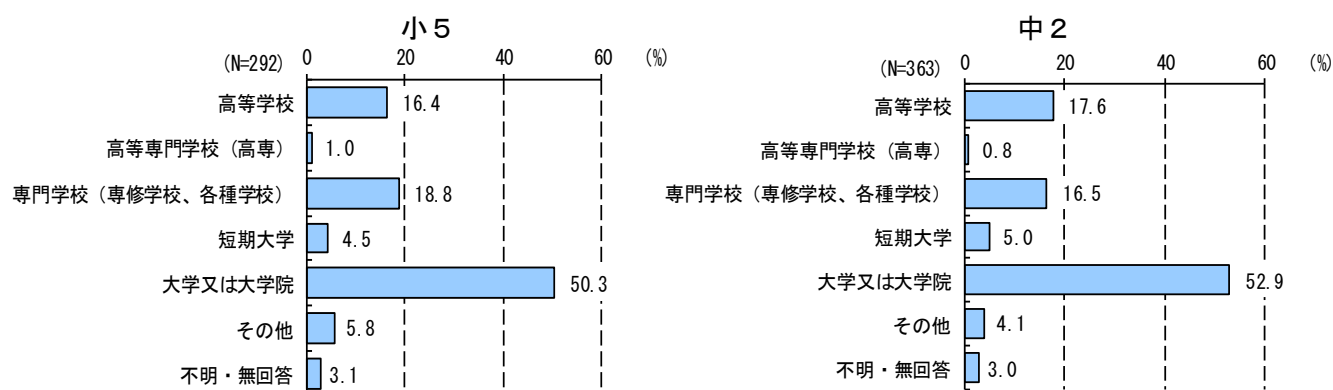
小5のどこまで進学させたいと思うかは、「大学又は大学院」が50.3%で最も多く、次いで「専門学校（専修学校、各種学校）」が18.8%、「高等学校」が16.4%となっています。

どこまで進学させたいと思うかを住民税課税状況別にみると、非課税世帯では「高等学校」が36.4%で最も多く、課税世帯では「大学又は大学院」が55.0%で最も多くなっています。

中2のどこまで進学させたいと思うかは、「大学又は大学院」が52.9%で最も多く、次いで「高等学校」が17.6%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が16.5%となっています。

どこまで進学させたいと思うかを住民税課税状況別にみると、非課税世帯では「高等学校」と「大学又は大学院」がともに31.4%で最も多く、課税世帯では「大学又は大学院」が58.0%で最も多くなっています。

【図 将来どこまで進学させたいか】



【表 住民税課税状況別 将来どこまで進学させたいか】

		合計	高等学校	高等専門学校 (高専)	専門学校 (専修学校、 各種学校)	短期大学	大学 又は 大学院	その他	不明・ 無回答	
小5	全体	292	48	3	55	13	147	17	9	
		上段/実数	48	3	55	13	147	17	9	
		下段/%	100.0	16.4	1.0	18.8	4.5	50.3	5.8	3.1
	住民税課税状況	非課税世帯である	22	8	0	4	3	5	1	1
		非課税世帯ではない	231	30	3	44	10	127	11	6
	わからない	35	10	0	5	0	13	5	2	
		100.0	28.6	0.0	14.3	0.0	37.1	14.3	5.7	
中2	全体	363	64	3	60	18	192	15	11	
		上段/実数	64	3	60	18	192	15	11	
		下段/%	100.0	17.6	0.8	16.5	5.0	52.9	4.1	3.0
	住民税課税状況	非課税世帯である	35	11	0	7	2	11	4	0
		非課税世帯ではない	286	36	3	46	15	166	10	10
	わからない	38	14	0	7	1	14	1	1	
		100.0	12.6	1.0	16.1	5.2	58.0	3.5	3.5	
		100.0	36.8	0.0	18.4	2.6	36.8	2.6	2.6	

(26) さぬき市は子育てしやすいまちだと思うか 就学前 小学1～3 小5 中2

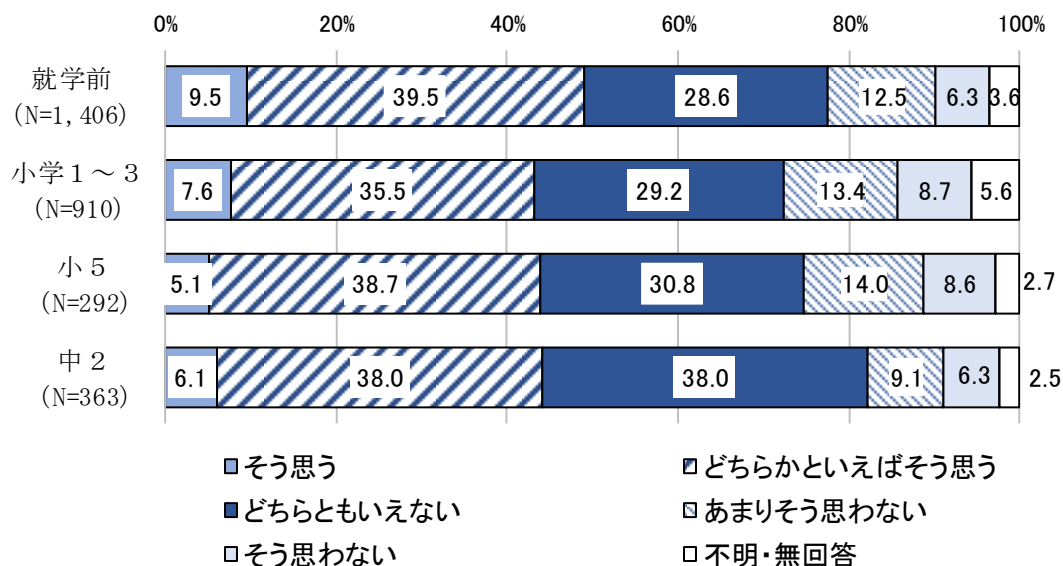
さぬき市は子育てしやすいまちだと思うかについては、就学前では、「どちらかといえばそう思う」が39.5%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が28.6%、「あまりそう思わない」が12.5%となっています。

小学1～3では、「どちらかといえばそう思う」が35.5%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が29.2%、「あまりそう思わない」が13.4%となっています。

小5では、「どちらかといえばそう思う」が38.7%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が30.8%、「あまりそう思わない」が14.0%となっています。

中2では、「どちらかといえばそう思う」と「どちらともいえない」がともに38.0%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が9.1%となっています。

【図 さぬき市は子育てしやすいまちだと思うか】



3. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所（園）の状況

保育所（園）は、公立私立を合わせて6施設あり、全体の定員は、540名となっています。（平成31年4月1日現在）

また、全施設で延長保育を、2施設で一時預かりを、1施設で休日保育を実施しています。

中学校区		施設名	定員	対象児	延長保育	一時預かり	備考	
さぬき南	公立	富田保育所	90	生後3か月～就学前	○			
		寒川保育所	60					
志度	私立	志度保育所	110				○	休日保育実施
		岡野松保育園	60					
長尾	公立	長尾保育所	90					
	私立	たらちね保育園	130				○	
保育所（園）全体			540					

(2) 幼稚園の状況

幼稚園は、公立私立を合わせて7施設あり、全体の定員は、595名となっています。（平成31年4月1日現在）

また、全施設で預かり保育を、1施設で一時預かりを実施しています。

中学校区		施設名	定員	対象児	預かり保育	一時預かり	備考
さぬき南	公立	さぬき南幼稚園	160	3歳児～就学前	○		
		寒川幼稚園	90				
志度幼稚園		100					
さぬき北幼稚園		50					
長尾		長尾幼稚園	100				
		造田幼稚園	50				
	私立	長尾聖母幼稚園	45	満3歳～就学前		○	一時預かりは満2歳児 ・未就園児で実施
幼稚園全体			595				

(3) 認定こども園の状況

認定こども園は、公立私立を合わせて5施設あり、全体の定員は、1号84名、2・3号476名となっています。(平成31年4月1日現在)

また、全施設で延長保育と預かり保育を、1施設で一時預かりを実施しています。

中学校区	区分	施設名	定員		対象児	延長保育	預かり保育	備考
			1号	2・3号				
さぬき南	公立	津田こども園	1号	30	3歳児～就学前		○	
			2・3号	105	生後3か月～就学前	○		
		認定こども園だいが	1号	15	満3歳～就学前		○	未就園児の 一時預かり実施
			2・3号	90	生後3か月～就学前	○		
志度	私立	よしいけこども園	1号	15	満3歳～就学前		○	
			2・3号	120	生後3か月～就学前	○		
		ひまわりこども園	1号	15	満3歳～就学前		○	
			2・3号	90	生後3か月～就学前	○		
長尾		認定こども園長尾学舎	1号	9	満3歳～就学前		○	
			2・3号	71	生後3か月～就学前	○		
認定こども園全体			1号	84				
			2・3号	476				



4. 子どもと家庭を取り巻く課題

■子どもの人口は減っていくと予測されるが、子育て支援へのニーズは高まる

今後、本市では、子どもの人口は減少傾向で推移すると予測されますが、アンケート結果において、フルタイムで就労している母親が前回調査より増加していることや（41.0%、前回30.9%）、非就労者の就労希望（母親）が8割を超えていることから、子育て支援に対するニーズは高まると考えられます（就学前児童調査）。

■子育て支援へのニーズの内容が多様化している

アンケート結果で、土曜日、日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の利用希望を見ると、「利用する必要はない」が5割を超えていますが、毎週利用したい人と月に1～2回は利用したい人との合計は、「土曜日」で41.7%、「日曜日・祝日」で16.2%となっており、一定数のニーズがあります（就学前児童調査）。

また、子育てをしながら仕事をする上で必要なことでは、「幼稚園・保育所・認定こども園等の充実」（76.4%）とともに、「家庭内の協力」が約8割、「企業の体制（育児休業、フレックスタイム制など）の充実」が約5割、「病児・病後児保育や小児医療体制の充実」が約3割で多くなっています（就学前児童調査）。

このように、子育て支援へのニーズの内容も、多様化しています。

■住民税の非課税世帯と課税世帯で習い事や進学意向に差がある

習い事の状況を住民税課税状況別に見ると、非課税世帯、課税世帯のいずれも、「学習塾」が46.6%～48.4%で最も多くなっています。統計的な検定では、習い事の状況と住民税課税状況の2つの項目に関連性があるという結果になっています（小5・中2調査）。

また、「将来どこまで進学させたいか」を住民税課税状況別にみると、小5と中2を合わせて、非課税世帯では「高等学校」が32.8%で最も多く、課税世帯では「大学又は大学院」が56.7%で最も多くなっています。統計的な検定では、「将来どこまで進学させたいか」と住民税課税状況の2つの項目に関連性があるという結果となっています（小5・中2調査）。

第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念

ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子

子どもたちは、さぬき市の未来を担う宝です。子どもたちが、明るくのびやかに育つとともに、自分の可能性を信じ、自分自身で未来を切り開いていける人に育つことができる環境をつくること、さぬき市の未来を元気で豊かにすることにつながります。

そのためには、子育ては、子育て家庭だけでなく、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業等みんなが協力していくことが重要となります。

子どもは、家族や地域などのたくさんの人とともに過ごすことで、自尊心や様々な感情を育み、健やかに育つことができます。アンケート調査では、子どもとゆったりと過ごす時間が「ある」という人（「十分ある」と「まあまあある」の合計）は約6割でしたが、「あまりない」、「全くない」という人も一定数います。子どもと過ごす時間は、子どもだけでなく親にとっても幸せな時間であり、大切な時間となります。

さぬき市では、子どもとゆったり過ごす時間がもてるようワーク・ライフ・バランスに関する啓発はもちろん、様々な子育て支援を行うとともに、地域みんなが協力して“ゆるぎたるぎ”で子育てすることを念頭に、引き続き様々な子育て支援施策を展開していくことから、第1期計画の基本理念を継承することとします。

2. 基本目標

基本理念を実現するための、基本目標を5つ設定します。

基本目標1 安心して産み・育てられる支援体制の整備

子育て支援に対するニーズが多様化している一方、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けることが難しくなっています。保護者によっては、不安感、負担感、孤立感などを抱えながら、日々の子育てを行っていることも多く、これが子どもへの虐待につながっていくことにもなりかねません。

育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談・支援体制を拡充するとともに、多様化している子育て支援ニーズに対応するため、教育・保育の充実、子育てボランティア等による地域の子育て支援の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所等への啓発など、子育てを支える体制の整備に取り組みます。

基本目標 2 母性と乳幼児の健康づくりの支援

安心して産み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援により、子育ての不安を軽減することが必要です。そのため、母子保健、思春期保健、小児医療など医療・保健の充実を目指して、子育て情報の提供と相談体制など、子育て家庭の支援の環境づくりに取り組みます。

基本目標 3 のびのびと育つ環境づくり

学校などにおいて、子どもが健やかに育つために、児童生徒の興味関心に沿った学習に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等を配置し、心の悩みや問題を抱える児童生徒に対する支援体制を整備します。

また、地域全体で子育てを支えるため、社会の全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、身近な地域において全ての子どもや子育てを見守り、支え合うための仕組みをつくり、子どもがのびのび育つ環境づくりに取り組みます。

基本目標 4 配慮が必要な子どもや家庭への支援

養育が困難な家庭を早期に発見し、支援していくことを目的に、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、専門職がアウトリーチし、必要な支援を積極的に行う体制を充実します。

また、児童虐待防止等を目的に、要保護児童対策地域協議会において、関係者間で連携して対象者の支援を行い、配慮が必要な子どもや家庭への支援に取り組みます。

基本目標 5 安心して暮らすことのできる基盤の整備

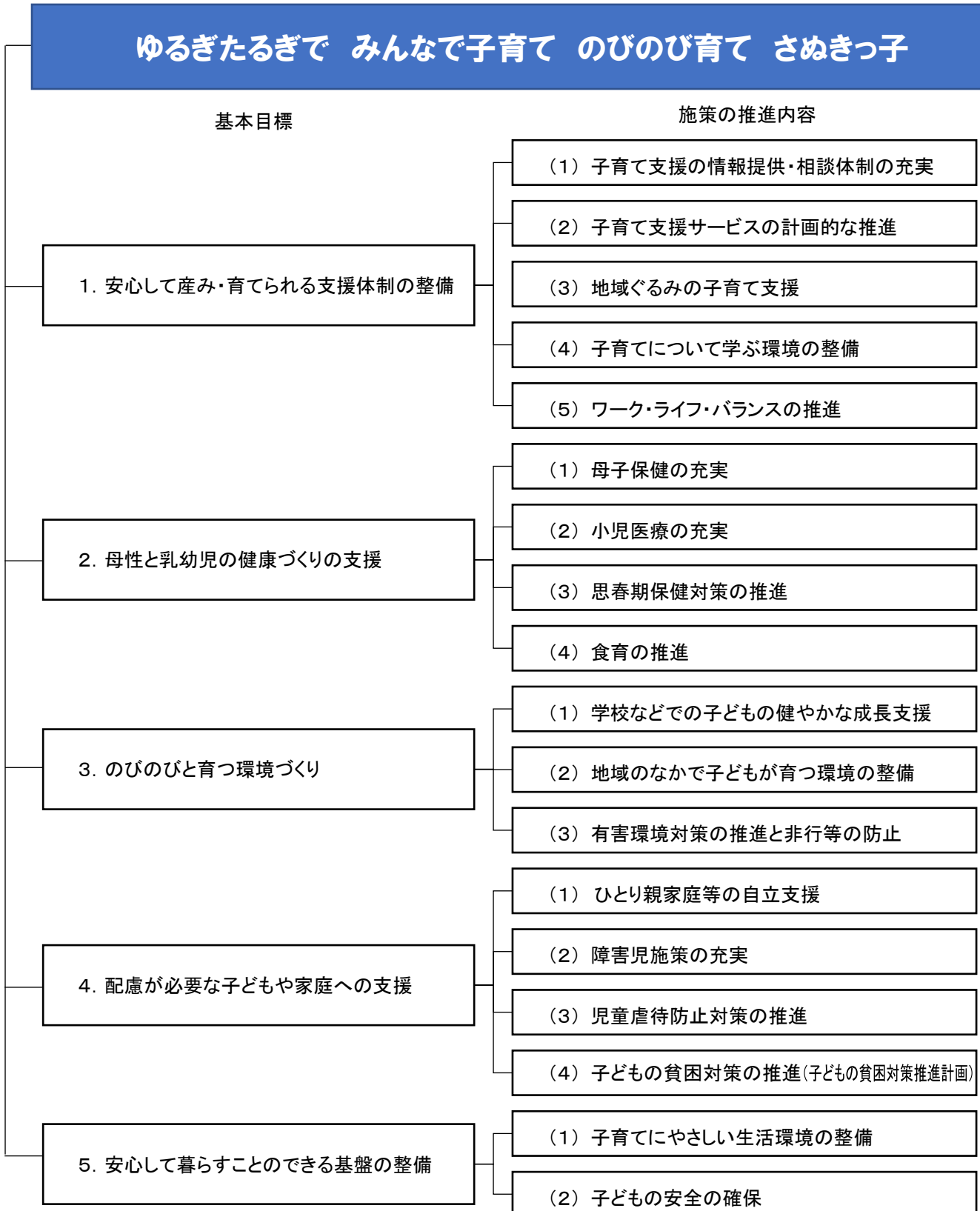
全ての子どもと家庭が、ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、関係各課と連携を図り、安心して暮らすことのできる生活環境を整備します。

そのために、子どもたちを地域で守るという意識を醸成し、警察等の関係機関と連携を図りながら、犯罪の未然防止、早期対応を行うことで、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進します。

また、幼稚園・保育所等や小・中学校等での交通安全教室の開催や、通学路の危険箇所の安全点検、PTAや地域の住民組織による交通安全街頭指導等により、安心して暮らすことのできる基盤の整備に取り組みます。

3. 施策体系

基本理念の「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子」を目指し、次の5つを基本目標に掲げて、子ども・子育て支援施策を展開します。



第4章 施策の展開

1. 安心して産み・育てられる支援体制の整備

(1) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場として、地域子育て支援センターを市内の民間保育所等で5か所開設していますが、地域によっては、近くに子育て支援センターがない地区があるため、今後は、そうした地区の未就園児とその保護者のニーズの把握が必要です。

また、子育てガイドブック「子育て応援ガイド」や「すくすくファイルさぬきッズ」を作成し、妊娠届時や小学校就学前の子どもがいる世帯の転入時に配布するとともに、各年度の実態に即した内容に更新を行っています。

子育てに関する相談体制については、令和元年5月に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の総合相談窓口として、子育て世代包括支援センター「さぬきッズ子育てサポートセンター」を寒川庁舎内に開設しました。センターの円滑な運営を図るには、関係部署が連携して、各種の相談や情報提供を更に進めていく必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
地域子育て支援センターの充実	子育て支援センター連絡会において、各支援センターと子育て支援相談員、保健師、管理栄養士、家庭教育コーディネーター、ファミリー・サポート・センター等が連携を取り、ニーズに合う子育て支援情報の提供、育児講習等の実施に努めます。
子育て情報の提供	ホームページ、フェイスブック（「ハートフルタウン」）、子育て支援アプリ「さぬきッズダイアリー」等を通じて、市内の子育て支援に関する情報を発信していきます。
子育てガイドブックの作成	子育てガイドブックを作成し、窓口配布をはじめ、様々な機会を通じて配布します。また、定期的に掲載内容の更新を行います。
総合相談窓口の機能強化	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の総合相談窓口である子育て世代包括支援センターをワンストップ窓口として、それぞれ必要な支援へつなぎます。

(2) 子育て支援サービスの計画的な推進

【現状と課題】

アンケート調査では、本市が子育てしやすいまちだと思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答した人は、就学前児童調査で49.0%、小学1～3児童調査では43.1%となっており、ともに子育てしやすいまちだと思わないと回答した人を上回っています。一方、「どちらともいえない」と回答した人が、就学前児童調査、小学1～3児童調査ともに約3割となっていて、子育てしやすいまちだと思う人を増やす余地があり、子育て支援を一層充実していく必要があります。

このため、子育て支援を総合的・計画的に推進するとともに、計画の推進・評価組織として関係機関や関係団体等の代表から構成される「さぬき市子ども・子育て会議」において、定期的に計画の点検・評価を行っていく必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
教育・保育施設の充実	第5章 子ども・子育て支援事業計画参照
地域子育て支援事業の充実	第5章 子ども・子育て支援事業計画参照
第三者評価制度の導入検討	第三者評価制度の導入を検討します。
放課後児童クラブの充実	小学校高学年の受入れについて、施設の状況や人員配置等を考慮しつつ、計画的に実施できるよう検討を行います。また、放課後子ども教室と連携を図りながら、小学校余裕教室などの社会資源の活用についても検討を行います。
放課後子ども教室の充実	放課後や土曜日などに、小学校内や小学校に隣接した体育館などで、地域の方々・学生ボランティア等の協力の下、地域の実情に応じた異年齢の子どもたちが安全で楽しく過ごすことのできる『居場所』を提供しています。 地域ボランティアの協力を引き続き得られるように、連携の強化及び活動場所について協議・検討し、できるだけ大勢の友達と活動できる場の提供に努めます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施及び連携	教育委員会と福祉部局が連携を図りながら、全ての児童の安全・安心な居場所を確保する観点からも、同一の小学校で両事業を実施している場合は、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう検討を行います。
子ども・子育て支援事業の計画的な推進	平成30年度に実施したさぬき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果、人口推計等を踏まえ、第2期さぬき市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に子ども・子育て支援事業を推進します。
市内連絡会議の開催	子育てに関する情報交換や課題の共有化、子どもに関する事業の調整を図るため、子育て世代包括支援センターにおける情報共有会を開催します。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援相談員、母子保健コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートします。

	母子健康手帳の交付を子育て世代包括支援センターにおいて行うことにより、相談体制や情報提供の充実を図り、安心して妊娠期から子育て期が過ぎるように努めます。
--	--

(3) 地域ぐるみの子育て支援

【現状と課題】

アンケート調査では、「地域の人から『子どもが大きくなったね』などと声をかけられることがある（「よくある」と「時々ある」の合計）」方は、就学前児童調査で85.2%（前回：88.4%）、小学1～3児童調査で80.9%（前回：87.8%）、小5・中2調査では84.3%となっており、いずれも80%を超えていますが、前回調査時に比べると減少していることが分かります。

また、周囲の人に支えられて子育てをしている実感がある方は、就学前児童調査で68.5%（前回：74.6%）、小学1～3児童調査で72.3%（前回：76.1%）、小5・中2調査では68.5%となっており、就学前・小学1～3児童ともに前回調査時と比べて減少しています。

アンケート調査からも分かるように、地域とのつながりの希薄化が進む中、地域全体で子育て支援を進めていくためには、子育てサロンや子育てボランティアなど、地域活動の育成が重要となっています。市内には、託児や読み聞かせなどのボランティアが複数団体ありますが、担い手の高齢化が進み、スタッフの人員確保も難しくなりつつあります。

また、子育て中の親子が集まる交流の場として、子育てサロンが市内6か所で活動を行っていますが、近年は、少子化の影響などから参加人数が減少傾向にあります。

【取組】

施策名	施策の内容
子育てボランティアの支援・育成事業	託児サービスや読み聞かせなど、子育てに関するボランティア団体への補助や活動支援を行います。
ファミリー・サポート・センターの運営	さぬき市社会福祉協議会に運営委託している「ファミリー・サポート・センター事業」の利用促進に努めるとともに、ひとり親家庭等への利用料の一部助成など、利用者支援に取り組みます。
こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児家庭を対象に、保健師・助産師、各地域の民生委員・児童委員等による全戸訪問を行い、子育て支援に関する適切なサービス提供を行います。
子育て支援に関する地域組織活動の支援	子育てサロンや子育てボランティア等の地域組織活動を促進し、子育て支援ネットワークの構築を目指します。 市のホームページやフェイスブックページを活用して、子育てサロン等の紹介やイベント情報などを発信して利用を促進するとともに、各団体間の相互交流により活動の幅が広がるよう支援します。

(4) 子育てについて学ぶ環境の整備

【現状と課題】

地域子育て支援センターにおいて、保健師及び管理栄養士が2か月に1回ほど子育てに関する講話等を行っています。

幼稚園・認定こども園では家庭教育学級や入園説明会などの、多数の保護者が集まる機会に家庭教育力向上応援講座を開催し、保護者が家庭教育の重要性を認識する場となるよう努めています。本事業は、県委託事業が終了し、平成30年度から市独自の事業として引き続き実施しています。

【取組】

施策名	施策の内容
子育てに関する講演会・研修会の開催	地域子育て支援センターや幼稚園・保育所等と連携を図りながら、継続して取り組みます。
家庭教育学級の充実	各幼稚園、認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、保護者の学習会を実施します。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」です。

誰もが活躍できる社会をつくるためには、市民がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、職場や地域、家庭において自分にあった生活を送れるような環境の整備に取り組むほか、平成29年に実施した市民アンケート調査では、「家事や育児は女性の仕事である」という考え方に対する賛成意見が依然として高い傾向にあることから、多様な人生の選択を応援する施策に継続して取り組む必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
多様な働き方への理解促進	仕事と生活の調和の取れた多様な働き方を選択できる社会への理解の促進に取り組みます。
働きやすい職場環境整備への理解促進	誰もが働きやすい職場環境の整備が生産・経営活動にもたらす効果を事業所等が理解し、実践してもらえるよう、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。

2. 母性と乳幼児の健康づくりの支援

(1) 母子保健の充実

【現状と課題】

妊娠中や乳幼児の子育て期は、親が精神的・身体的に育児不安を抱えやすい時期であり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度、利用度ともに高くなっています。

本市では、健康な妊娠・出産のために、妊娠届出時に、母子健康手帳・母子保健ガイドブックの使い方や母子保健サービス、子育て支援サービスについて説明しています。

【取組】

施策名	施策の内容
母子健康手帳、母子保健、ガイドブックの活用促進	令和元年5月に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設しました。センターにおいて母子健康手帳及び母子保健ガイドブックを発行し、その活用方法や子育て支援に関する情報を発信していきます。
妊産婦健康診査の充実	妊婦健康診査受診券を14枚交付しています。平成27年度から超音波検査を4回に拡充しています。また、妊婦歯科健康診査を継続実施します。 平成31年度の妊娠届出者から、産婦健康診査受診券を2枚交付しています。
相談体制の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から子育てに関する窓口での相談対応と子育て支援情報の発信に努めるほか、乳幼児相談など相談体制を充実していきます。
パパママ教室の充実	体験型の講義を盛り込み、夫の参加率向上や妊婦の交流を図るなどニーズに対応した教室を実施します。
妊産婦に対する訪問指導の充実	保健師や助産師による妊産婦の訪問指導を実施し、相談体制の充実に努めます。
産後ケア事業の充実	平成29年度から、産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するために産後ケア事業を実施しています。委託施設において、宿泊や日帰りでの助産師等による乳房ケアや育児相談等の相談体制の充実に努めます。
タッチケア教室の実施	乳児期の親子を対象に、育児に関する教室（ベビーマッサージ）を実施します。
乳幼児健康診査の充実	乳児健康診査受診券を2枚交付しています。平成29年度から新生児聴覚検査受診券も交付し、実施しています。 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率の向上に努めます。
予防接種実施率の向上	定期予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めます。
乳幼児訪問の充実	保健師や助産師による乳幼児の訪問指導を継続実施し、相談体制の充実に努めます。

不妊治療費助成事業の周知	県事業の周知を行うとともに、県の助成事業に加えて当該治療費の一部を助成します。（治療区分により上限5万円又は10万円）
--------------	---

（２）小児医療の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、子育て環境充実のために必要な支援策として、「子育てに関する費用の負担軽減」と回答した人が就学前児童調査で34.1%、小学1～3児童調査では34.8%となっており、15歳までの医療費の無償化やインフルエンザ予防接種の補助など、医療に関わる負担軽減を求める意見が挙がっています。

子ども医療費支給事業については、保護者等から県内現物給付化を求める声が多いことから、利用状況の推移の検証を行いつつ、制度の拡充について検討していく必要があります。

また、子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるように、健康や医療等に関する情報提供を行うとともに、県や医師会、近隣市町と連携を図りながら、夜間・休日の小児救急医療体制の確保と継続に向けた参加医師の確保が、課題となっています。

【取組】

施策名	施策の内容
医療費助成制度の充実	乳幼児期から中学3年生までの医療費について、保険診療に係る一部負担金を無償化して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
夜間小児救急医療体制の充実	大川地区医師会の開業医及び香川大学医学部附属病院の小児科医の協力の下、年間を通じて19時30分から22時までの夜間小児救急医療体制の継続に努めます。



(3) 思春期保健対策の推進

【現状と課題】

思春期の心の健康教室として、平成26年度から市内中学校（年1校）で精神科医による講演会を開催しています。各学校においても、健康の自己管理に関する教室や基本的生活習慣に関する教室、精神科医の講演会や学校保健委員会を開催しています。今後も、保護者の参加を増やし、家庭との連携を図る必要があります。

また、心身に問題を抱える児童生徒や教職員、保護者に対して、専門的な立場からの支援を行うため、全ての小・中学校に豊富な知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、教育相談体制の充実を図っています。

さらに、中学校区ごとに各学校の教育相談担当教員が情報交換できる連絡会を定期的に開催しており、教員同士の共通理解・共通実践を図っています。

【取組】

施策名	施策の内容
思春期保健教育の充実	思春期特有の心の変化に対する事業として、健康の自己管理に関する教室や基本的生活習慣に関する教室、精神科医の講演会等を実施します。また、各学校において、児童生徒の課題にあった学校保健委員会を開催し、学校と家庭・地域の連携を図っていきます。
相談事業の充実	市内小・中学校の教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の合同研修会、中学校区内での情報交換（年2回以上）等を行うことで、相談体制づくりに取り組みます。



(4) 食育の推進

【現状と課題】

食育についてのネットワークを形成するため、食に関わる関係機関や団体と協力・連携し、情報交換をしながら講習会等を実施し、食育を推進しています。

具体的には、乳幼児健診時には、出席者全員に栄養相談を実施し、朝食の欠食や不規則な間食を改善していけるよう支援したり、小・中学校においては、食生活改善推進協議会と協力し、郷土料理の伝承や望ましい食習慣の啓発を行っています。

幼稚園及び小・中学校においては、栄養教諭・学校栄養職員による継続的な食に関する指導を実施しています。アンケート調査では、朝食を「ほぼ毎日食べる」と回答した割合が就学前児童調査で91.3%、小学1～3児童調査で92.0%と9割以上を占めているものの、定期的に食べられていない割合も一定数あることから、朝食の重要性や生活習慣など、今後も、食育の推進について保護者を含めて啓発する必要があります。

また、小児生活習慣病予防健診において、有所見者及び要再検者となった児童生徒については、家庭における生活習慣の継続的な改善が重要ですが、保護者の意識が希薄であることから、より一層の働き掛けが必要となっています。

【取組】

施策名	施策の内容
食育の推進	食に関わる関係機関と協力・連携し合いながら、食育を推進します。 また、乳幼児健診時や小・中学校の食育教室等で、親子が望ましい食習慣を実践できるよう、食育指導や情報提供を行います。
食生活改善事業の実施	地場産物や学校給食を活用して、栄養教諭・職員が食に関する指導を実施するとともに、家庭での食育の重要性について啓発します。 また、小児生活習慣病予防健診において、有所見者及び要再検者となった児童生徒に対する事後指導を積極的に行います。

3. のびのびと育つ環境づくり

(1) 学校などでの子どもの健やかな成長支援

【現状と課題】

総合的な学習の時間では、分かる授業づくりや学んだことを活用する場の設定に努めるなど、学習意欲を高め、児童生徒の興味や関心に基づいた探究的な学習を行っています。

さらに、全ての教科の基礎となる言葉の力を身に付けられるよう、言語活動の充実に努めています。また、知識・技能を繰り返し活用設定し、学んだ内容を生活に生かす力を育てることができています。

国際理解教育では、外国語指導助手（ALT）による小・中学校での英語授業や外国語活動、また、就学前からの異文化に触れる機会の拡充に努めています。

学校開放事業として夜間及び休日に学校施設を開放し、スポーツ少年団や各種スポーツ団体及び子ども会の活動場所として提供しています。また、施設利用の調整や照明施設その他の修繕を行ってきましたが、老朽化した施設も多く、引き続き修繕が必要となっています。

適応指導教室においては、不登校児童生徒の支援に努め、学校、家庭及び関係機関と連携してケース会議を開催しています。また、年3回予定している「親の会」の案内対象を通級生だけに限らず、市内小・中学校の不登校傾向にある児童生徒にも拡充して、配布案内をしました。さらに、不登校の中学生を対象に進路説明会を開催しました。

通級を継続できない児童生徒への支援や対応については、小学校低学年から中学校3年生まで幅広い年齢層の子どもが通級していることから、個に応じた指導が求められています。

【取組】

施策名	施策の内容
国際理解教育の充実	外国語指導助手や外国語活動支援員による、中学校における英語授業や小学校における教科としての外国語・外国語活動の充実を図ることで、国際理解教育を推進し、異文化に触れる機会の充実に努めます。
校庭開放・空き教室の活用	放課後や土日に、スポーツ少年団への校庭開放を行います。同様に、体育館も、スポーツ少年団や地域団体の活動に開放していきます。
適応指導教室の運営	適応指導教室「FINE」において児童生徒の支援に努めるとともに、不登校や引きこもりの児童生徒、その保護者等に対して、学校、家庭及び関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。 現在の方針を堅持しつつ、不登校かつ「FINE」に入級できない児童生徒へのアプローチの方法についても、関係機関と連携を密にします。

(2) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備

【現状と課題】

子どもは、自然とのふれあいや体験や集団遊び、世代間の交流等を通じて多くのことを学びます。地域のなかで子どもが育つ環境整備として、子どもたちが様々な体験や交流の機会を持てるよう配慮するとともに、企画の段階から子どもたちが参加することができ、自分の意思で選択・参加していけるような事業展開を目指しています。

また、社会体育施設も、公民館と同様老朽化の進行により、修繕を必要とする箇所や修繕要望が増加しており、長寿命化や統廃合を含めた長期的な視点で維持管理について考えていく必要があります。さらに、ハード面の整備だけでなく、地域の協力を得て、見守り活動の展開による学校の校庭開放など、ソフト面での取組も重要であり、ハード・ソフト両面から総合的に子どもの居場所づくりの検討が必要です。

ソフト面では、少子化に伴い子ども会の構成人数が減少し、企画・運営が難しくなる子ども会が生まれてくることや、公園施設の清掃の担い手の高齢化などが課題となっています。子ども会活動への積極的な参加を促すためには、子どもたちが自ら考え行動する環境を整え、機会を提供することが求められることから、引き続き、見守る立場である育成者への研修実施や共に活動するジュニアリーダーの養成に取り組む必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
子どもの参加による体験プログラムの企画と実施	理科教育を支援する趣旨に基づき、徳島文理大学、(公財)平賀源内先生顕彰会の協力の下、「平賀源内先生に学び、創意工夫と発明思考の充実、科学のおもしろさを体験するプログラム」を実施しています。今後も、引き続き子どもが参加できる体験プログラムの企画・実施に努めていきます。
親子教室等の休日の活動プログラムの充実	各公民館を拠点に、親子でふれあいながら学習するプログラムを充実させていきます。
生涯学習・生涯スポーツ環境の整備	生涯学習の拠点である公民館等の修繕が増加傾向にありますが、緊急性のあるものから随時対応することで、生涯学習・生涯スポーツ環境の整備に努めます。
地域文化・伝統活動への参加促進	歴史学習会等について経年的に実施することで、地域文化・伝統活動への参加促進に努めます。
地域活動団体への支援	子ども会活動の推進を目的とした育成者講習を行うとともに、キャンプ等の青少年健全育成行事、各小学校区子ども会への補助を行います。また、単位スポーツ少年団の活動を推進するため、各種教室や講習、単位団活動への補助を行います。
図書館の充実	児童向け図書の充実や、図書館での子ども対象の行事を充実し、図書館利用の啓発・促進を行います。
ブックスタート事業の充実	3～4か月児健診時に全ての赤ちゃんと保護者に絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝えるとともに、お気に入りの絵本1冊を入れたブックスタートパックを自宅に届けています。

施策名	施策の内容
23が60読書運動の推進	県が推進している家族で読書に親しむ『23（にさん）が60（ろくまる）読書運動』について、図書館にポスターを掲載するなどPR活動に努めていきます。
児童館活動の充実と施設整備	子どもたちが遊びを通して、安全・安心に過ごせる場を提供するとともに、地域ボランティア等の活動支援や遊具等の施設整備に努めます。

（３）有害環境対策の推進と非行等の防止

【現状と課題】

学校、警察及び関係機関との連携により、非行や不良行為の早期発見と防止に努めています。また、青少年のたまり場等、青少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収や重点パトロールなどにより環境の浄化に努めています。さらに、補導活動や啓発用標語の募集など、広報・啓発活動を推進しています。

引き続き、地域に応じた補導活動を展開し、非行や不良行為を行っている青少年の早期発見に努めるとともに、青少年の健全な成長を妨げる環境の浄化に努める必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
青少年健全育成事業	市内12ヶ所にある白ポストを設置しており、引き続き週1回（水曜日）有害図書の回収を継続します。青少年の健全育成の関係機関や団体の中核となり、非行防止を目的としたさぬき市少年育成センター補導員や関係機関と連携を密にして、青少年の健全育成活動を推進します。
青少年健全育成事業環境浄化	有害環境インターネットやスマートフォン利用についてのチラシを作成・配布することにより意識の高揚に努めます。

4. 配慮が必要な子どもや家庭への支援

(1) ひとり親家庭等の自立支援

【現状と課題】

アンケート調査で得られた回答から算出した家族類型では、ひとり親家庭の割合が就学前児童調査で8.4%、小学1～3児童調査で10.4%、小5児童調査で14.0%、中2生徒調査で13.8%と児童生徒の年齢が上がるにつれ、割合が高まる傾向にあります。

ひとり親家庭や寡婦の抱える児童の養育問題、就職、住宅など生活上の問題、生活費、教育費など経済上の問題に母子・父子自立支援員が応じています。また、自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

母子家庭の母又は父子家庭の父に対して高等職業訓練促進給付金等を支給することで、教育訓練期間中の生活費負担を軽減して安定した修業環境を提供し、就業に効果的な知識や技能、資格の習得を支援しています。

【取組】

施策名	施策の内容
母子・父子自立支援員の配置と総合的な支援の実施	母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な支援や情報提供などを総合的に提供していきます。
自立支援教育訓練給付事業	職業能力の開発のために行う教育訓練への支援（経費一部補助）を行います。
高等職業訓練促進給付金給付事業	教育訓練期間中の生活費負担の軽減のため、資格取得を容易にし、安定した修業環境を提供するため給付金支給を行います。
ひとり親家庭等子育て支援助成金の支給	ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助することにより、ひとり親等の就労の支援及び育児の負担の軽減を図ります。



(2) 障害児施策の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、子どもの発育・発達面で気になることがあると回答した人は、16.7%（就学前児童調査）となっています。そして、子どもに発達の遅れや障害があった場合に力を入れてほしい支援では、「発達の遅れや障害の程度に応じ、十分な教育が受けられる障害児教育を充実する」が最も多くなっています。

障害のある子どもに対しては、早い段階で適切な支援を行うことにより、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。そのためには、乳幼児健診等の機会を利用して障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、成長段階に応じて適切な療育や教育につなげられるよう、体制を整えなければなりません。障害児の保育についても、障害のある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、幼稚園、保育所等への障害のある子どもの受入れを引き続き進める必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
早期発見・早期対応	1歳6か月児健診や3歳児健診等の会場において、専門職によるスクリーニングやフォローを行うことで、障害や発達の遅れの早期発見・早期対応に取り組めます。また、就学前健診の充実に取り組めます。
児童発達支援事業の充実	平成28年度から、市福祉事務所において発達障害等に関する専門相談を実施する体制を整えました。引き続き質の確保・向上と安定した相談体制の整備に努めます。 また、発達障害の早期発見、当該児への継続的な相談、保護者への医療機関の紹介、助言などの支援を行うために、さぬき市発達障害等支援連携会議を定期的に開催します。
教育相談・就学指導の充実	就学前児童の教育相談・就学指導について、早期支援コーディネーター・幼稚園・認定こども園・関係機関が連携を図りながら取り組めます。また、小学校就学後についても、継続的に取り組んでいきます。
障害児保育・特別支援教育	全ての幼稚園・保育所等で受入れを行います。
障害児支援教育の充実	心身に障害のある幼児が他の幼児とともに充実した集団生活を送れるよう、保育の補助を行う支援員を継続的に配置していきます。

(3) 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進することなどが、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正において定められています。

本市では、平成31年4月に子ども家庭総合支援拠点を福祉事務所に設置し、全ての子どもとその家庭、妊産婦等の福祉に関し、総合的な支援を行えるよう体制を整えています。また、関係機関が連携して児童虐待防止対策に取り組むため、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を開催し、対象者の支援について協議を行っています。

さらに、児童虐待防止月間等にオレンジリボンなどの啓発物品を配布することで児童虐待防止に向けた取組をPRし、虐待のサインを見逃さないよう、地域ネットワークの強化を図っています。

また、子育て期の親に対する「こころのケア」として、新生児訪問時に、産後うつ質問票により心身の状況を確認し、産婦のメンタルヘルス支援に取り組むとともに、産後ケア事業として、委託施設において産後間もない母親と乳児に心身のケアや育児サポートを行っています。

【取組】

施策名	施策の内容
児童虐待防止対策の推進	子ども家庭総合支援拠点において、子どもと家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談等への対応など、総合的かつ継続的な支援を行います。 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童及び要支援児童、特定妊産婦等の対応について関係機関と連携して取り組んでいきます。
児童虐待防止ネットワークの充実強化	市民への啓発活動、関係機関への協力依頼等を通して、児童虐待防止に向けた取組の周知徹底を図ります。
子育て期の親に対する「こころのケア」	保護者の育児不安や悩み等の相談について、乳幼児相談や電話相談等で随時対応していきます。また、産婦のメンタルヘルス支援や産後ケア事業の充実を図ります。
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する相談がしやすい体制を整備するとともに、新生児訪問や乳幼児相談等の機会を通して、支援が必要な家庭を早期にサポートし、虐待リスクの低下に努めます。

(4) 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの分野への支援が求められています。

1つ目の教育の支援としては、総合的な子どもの貧困対策を展開するため、「学校」をプラットフォームと位置けるとともに、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化や幼児教育の質の向上、経済的負担の軽減などの就学支援の充実、大学等進学に対する教育機会の提供等を推進していくこととされています。

2つ目の生活の支援としては、保護者及び子どもの生活支援、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備、子どもの就労支援、支援する人員の確保等について推進していくこととされています。

3つ目の保護者に対する就労の支援としては、親の就労支援、親の学び直しの支援、就労機会の確保を推進していくこととされています。

4つ目の経済的支援として、児童扶養手当と公的年金の併給調整に関する見直し、ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討、母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大、教育扶助の支給方法、生活保護世帯の子どもの進学時の支援、養育費の確保に関する支援を推進していくこととされています。

今後、これらに沿った施策の展開が求められています。

① 教育の支援

アンケート調査による住民税課税状況（課税世帯/非課税世帯）と習い事の状況をみると、非課税世帯では、「習い事をしていない」が課税世帯より多くなっています（小学1～3児童調査、小5・中2調査）。

また、進学についても、非課税世帯では「高等学校」まで進学させたい、課税世帯では「大学又は大学院」まで進学させたいという回答が多い結果になっています。このため、本市においても、子どもの貧困対策として、「学校」を総合的な貧困対策の展開のためのプラットフォームと位置付けることを検討するとともに、経済的な理由により学力の格差や高等教育を受ける機会の格差に結び付かないよう、教育の支援が必要です。

【取組】

施策名	施策の内容
総合相談窓口の機能強化 【再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の総合相談窓口である子育て世代包括支援センターをワンストップ窓口としてそれぞれ必要な支援へつながります。
図書館の充実 【再掲】	児童向け図書の充実や、図書館での子ども対象の行事を充実し、図書館利用の啓発・促進を行います。
子どもの参加による体験プログラムの企画と実施 【再掲】	理科教育を支援する趣旨に基づき、徳島文理大学、(公財)平賀源内先生顕彰会の協力の下、「平賀源内先生に学び、創意工夫と発明思考の充実、科学のおもしろさを体験するプログラム」を実施しています。今後も、引き続き子どもが参加できる体験プログラムの企画・実施に努めていきます。

② 生活の支援

アンケート調査による朝食の摂取状況を見ると、非課税世帯における「ほぼ毎日食べる」は、課税世帯の「ほぼ毎日食べる」を下回っています（就学前児童調査、小学1～3児童調査）。

このため、生活支援として、食育の推進や子どもの居場所づくりに関する支援等を行うとともに、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備と支援を担う人材の確保・育成が必要となっています。

【取組】

施策名	施策の内容
生活困窮者自立相談支援事業	さぬき市自立相談支援センター「おうえんネット」において、生活に困窮した方が抱える問題や課題について、相談に応じたり、必要な情報の提供や助言、支援プランを作成するなど、生活困窮者の自立促進に努めます。
母子・父子自立支援員の配置と総合的な支援の実施【再掲】	母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な支援や情報提供などを総合的に提供していきます。
食育推進ネットワークの形成【再掲】	食に関わる関係機関と協力・連携し合いながら、食育を推進します。
食育の推進【再掲】	乳幼児健診時や小・中学校の食育教室等で、親子が望ましい食習慣を実践できるよう、食育指導や情報提供を行います。
食生活改善事業の実施【再掲】	地場産物や学校給食を活用して、栄養教諭・職員が食に関する指導を実施するとともに、家庭での食育の重要性について啓発します。 また、小児生活習慣病予防健診において有所見者及び要再検者となった児童生徒に対する事後指導を積極的に行います。

③ 保護者に対する就労の支援

アンケート調査による非就労の母親が希望する就労形態として、就学前の子どもを育てる母親では、「パートタイム、アルバイト等」が最も多く、希望する就労日数は「週5日」、1日当たりの希望する就労時間は、「5時間」が最も多くなっています（就学前児童調査）。

しかし、就労希望の条件や就労形態等は個人によって異なることから、保護者の就労支援を子どもの貧困対策として位置付けるとともに、個々の就労希望に寄り添った、きめ細かな就労支援が求められています。

【取組】

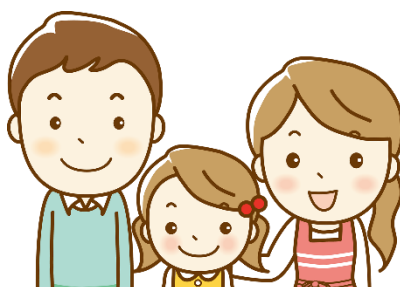
施策名	施策の内容
自立支援教育訓練給付事業【再掲】	職業能力の開発のために行う教育訓練への支援（経費一部補助）を行います。
高等職業訓練促進給付金給付事業【再掲】	教育訓練期間中の生活費負担の軽減のため、資格取得を容易にし、安定した修業環境を提供するため給付金支給を行います。

④ 経済的支援

アンケート調査結果では、習い事の状況、進学希望などの回答については非課税世帯と課税世帯で差があるという結果になっています（小5・中2調査）。このため、経済的理由が子どもの様々な格差に結びつかないように、経済的な支援も行っています。

【取組】

施策名	施策の内容
児童生徒への 就学援助費の支給	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。
ひとり親家庭等子育て支援 助成金の支給【再掲】	ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助することにより、ひとり親等の就労の支援及び育児の負担の軽減を図ります。
医療費助成制度の充実 【再掲】	乳幼児期から中学3年生までの医療費について、保険診療に係る一部負担金を無償化して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。



5. 安心して暮らすことのできる基盤の整備

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

全ての子どもと家庭が、ゆとりをもって子どもを生き育てることができる環境づくりに向け、今後も、引き続き関係各課と連携を図りながら、既存施設の維持管理を行うとともに、子育て家庭に配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

【取組】

施策名	施策の内容
児童向け公園の整備	児童が利用しやすい公園整備の検討を行います。また、遊具などの公園施設の安全点検をするなど、安心して利用できる公園の維持管理に努めます。

(2) 子どもの安全の確保

【現状と課題】

アンケート調査では、本市の子どもを犯罪や事故から守る体制について、良い（「良い」と「まあまあ良い」の合計）と回答した人は、就学前児童調査で22.0%、小学1～3児童調査では29.7%となっており、ともに良くないと回答した人を上回っています。一方、「どちらともいえない」と回答した人が、就学前児童調査、小学1～3児童調査ともに5割を超えていて、子どもを犯罪や事故から守る体制について、良いと思う人を増やす余地があり、体制を一層強化していく必要があります。

交通安全の推進のため、幼稚園・保育所等や小・中学校等での交通安全教室の開催による子ども自身の交通安全に対する意識の高揚や、各種ボランティアなどの地域住民組織による見守り活動等に取り組んでいます。

今後も、警察等の関係機関との連携を図りながら、犯罪の未然防止や早期対応を行うとともに、“地域の子どもは地域で守る”という意識を高め、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進する必要があります。

【取組】

施策名	施策の内容
交通安全運動及び交通安全教室の開催	各関係機関と連携を図りながら、交通安全キャンペーンや交通安全教室等の各種交通安全啓発活動を実施することで、交通安全意識の高揚に努めていきます。
防犯灯等の整備	防犯灯の整備について、新設・修繕等地域からの要望に対して、可能な限り速やかに対応していきます。
見守り活動の推進	交通指導員による登校時の街頭立哨や各種ボランティア団体による見守り活動等により、子どもが交通事故にあわず、安全・安心に登下校することができるよう、見守り活動を推進していきます。

<p>犯罪から身を守るための啓発の推進</p>	<p>各関係機関と連携を図りながら、防犯キャンペーンや防犯教室の開催等の各種防犯啓発活動を実施することで、防犯意識の高揚に努めていきます。</p>
<p>被害にあった子どもの保護の推進</p>	<p>子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、「青色防犯パトロール車」による巡回を行い、少年育成センターの「子どもSOS」事業との連携にも取り組みます。</p>
<p>災害時、避難時の子どもへの対応</p>	<p>子どもたちを災害から守るためにも、教育・保育施設、学校、ファミリー・サポート・センター、児童クラブ等の子どもの居場所となる各種関係機関・団体において、防災訓練に取り組むとともに、家庭を含めた災害時の連絡・連携体制の構築に努めます。また、避難時及び災害後の子どもたちの心のケアについて、関係機関と連携しながら取り組みます。</p>

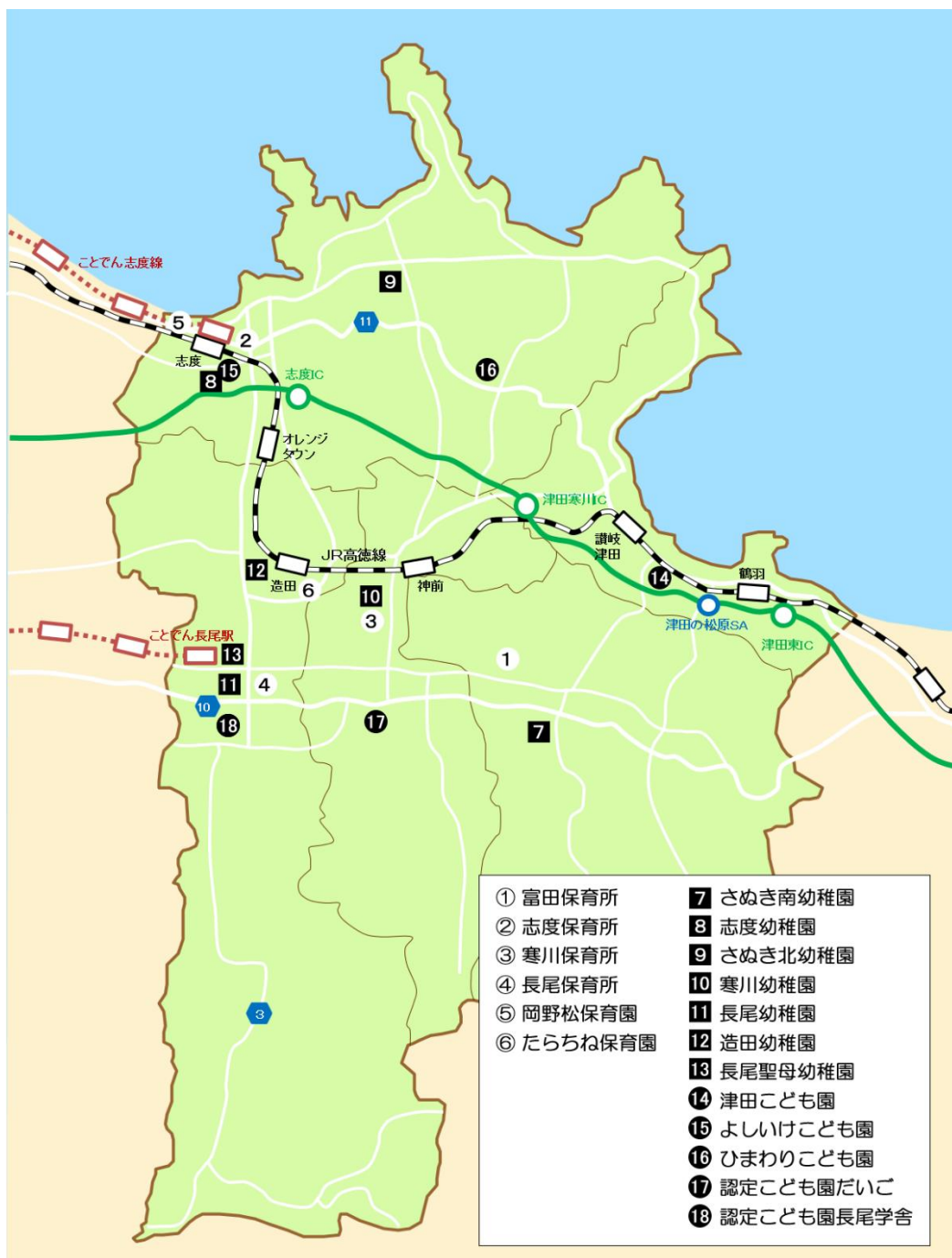


第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1. 量の見込みの算出に当たって

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、本市の人口規模、地理的条件等に加えて、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となること、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、引き続き教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。



(2) 認定区分

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされているため、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できることになっており、保護者が共働きでも「幼稚園」を希望するケースもあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込むこととします。

【量を見込む認定区分】

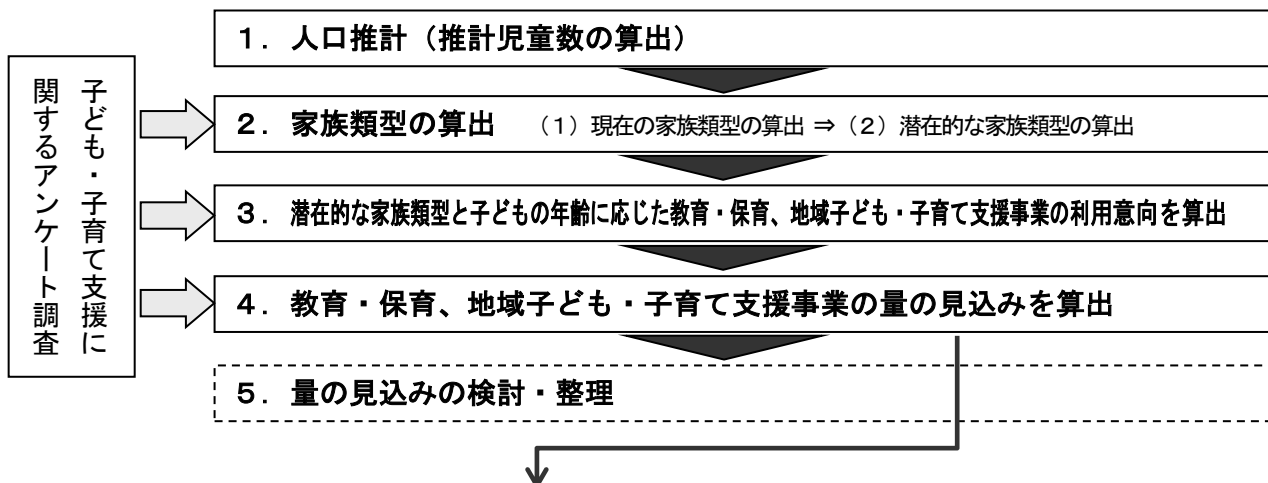
認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども(以下「2号認定(幼稚園、認定こども園)」と表記します。)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども(以下「2号認定(保育所、認定こども園)」と表記します。)	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども(以下「3号認定(0歳児)・3号認定(1・2歳児)」と表記します。)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に、既に保育施設を利用している児童がいて継続利用が必要であること、その他市長が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については、月64時間を下限時間とします。

(3) 量の見込みの算出方法

「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、アンケート結果に基づき、国のワークシート・算出方法に沿って、次の流れで算出します。



■全国共通で量の見込みを算出する項目

対象事業		認定区分	対象児童年齢	
教育・保育	1 教育標準時間認定(幼稚園及び認定こども園) ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳	
	2 保育認定①(幼稚園) ＜共働きだが幼稚園を利用する家庭＞	2号	3～5歳	
	保育認定②(保育所及び認定こども園)	2号	3～5歳	
3 保育認定③(保育所及び認定こども園＋地域型保育)	3号	0歳、1・2歳		
地域子ども・子育て支援事業	4 時間外保育事業	0～5歳		
	5 放課後児童健全育成事業	1～6年生		
	6 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイライト別)	0～18歳		
	7 地域子育て支援拠点事業	0～2歳		
	8 一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり	3～5歳	
		その他	0～5歳	
	9 病児保育事業	0～5歳、1～6年生		
	10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、1～6年生		
11 利用者支援事業	0～5歳、1～6年生			

■量の見込みの算出の流れ（ステップ1～4）

ステップ1 人口推計（推計児童数の算出）

当該年度の児童数を推計します。対象児童は、0～11歳（小学6年生）を想定しています。



ステップ2 家族類型の算出

（1）現在の家族類型の算出

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（父親・母親の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、次の家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：64時間未満+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが64時間未満+64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

（2）潜在的な家族類型の算出

現在の家族類型から、母親の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

例えば・・・

例1：現在、専業主婦の母親が、パートタイム就労の意向がある場合

タイプD ⇒ タイプCもしくはC'

例2：現在、パートタイム就労の母親が、フルタイム就労の意向がある場合

タイプCもしくはC' ⇒ タイプB



ステップ3 潜在的な家族類型と子どもの年齢に応じた教育・保育、

地域子ども・子育て支援事業の利用意向を算出

ステップ2（2）で算出した潜在的な家族類型別、子どもの年齢別に、アンケート調査結果から、幼稚園・保育園（所）・認定こども園などの「教育・保育」と、時間外保育事業や一時預かり事業、病児保育事業などの「地域子ども・子育て支援事業」の利用意向割合を算出します。



ステップ4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出

(1) 潜在的な家族類型別の推計児童数を算出

ステップ1で算出した推計児童数に、ステップ2で算出した潜在的な家族類型の割合を掛け合わせて、潜在的な家族類型別の推計児童数を算出します。

(2) 量の見込みを算出

ステップ4(1)で算出した潜在的な家族類型別の推計児童数に、ステップ3で算出した利用意向割合を乗じ、又は実績値からの利用割合を乗じる手法で量の見込みを算出します。

(4) 家族類型の算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を基に、国の定めたタイプAからタイプFまでの8種類の家族類型への分類及び現状における家庭類型に転職や就労などの意向を反映した潜在的な家族類型分類の結果は、次のとおりです。

家族類型タイプ		現状		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親家庭	99	8.3%	99	8.3%
タイプB	フルタイム×フルタイム	559	46.8%	635	53.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム ○「就労時間が月 120 時間以上」又は「64 時間以上かつ 保育所希望」	297	24.9%	250	20.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム ○「就労時間が月 64 時間未満」又は「就労時間が月 120 時間未満かつ保育所を希望しない」	53	4.4%	81	6.8%
タイプD	専業主婦(夫)	184	15.4%	127	10.6%
タイプE	パートタイム×パートタイム ○「双方の就労時間が月 120 時間以上」又は「双方の就労 時間が月 64 時間以上かつ保育所希望」	2	0.2%	2	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム ○「いずれかの就労時間が月 64 時間未満」又は「いづれ かの就労時間が月 120 時間未満かつ保育所を希望しない」	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		1,194	100.0%	1,194	100.0%

2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）は、長尾聖母幼稚園の施設型給付の対象化（平成29年4月）、民間保育園3園の認定こども園への移行（平成29年～平成31年）、津田こども園及び認定こども園長尾学舎の開園（平成31年4月）などにより、平成31年4月現在、保育所（園）が公立私立を合わせて6施設、幼稚園が公立私立を合わせて7施設、認定こども園が公立私立を合わせて5施設となっています。

供給体制については、おおむね整っていると思われませんが、保育のニーズが高まってくることも想定されるため、保育士の確保（潜在保育士の職場復帰を含む。）に努めることで供給体制の確保に努めます。

（1）1号認定及び2号認定（3～5歳児）

1号認定（幼稚園、認定こども園）、2号認定（幼稚園、認定こども園）は、量の見込みを現状の施設整備で確保することができます。

2号認定（保育所、認定こども園）についても、令和3年度に私立保育園の新設計画があることから、量の見込みを確保することができる見込みとなっています。

①1号認定、2号認定（幼稚園、認定こども園）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1号認定（幼稚園）	174	172	159	159	154
	1号認定（認定こども園）	55	55	50	51	49
	2号認定（幼稚園）	93	93	85	85	82
	2号認定（認定こども園）	3	3	2	3	3
	計	325	323	296	298	288
② 確保方策	幼稚園 （特定教育・保育施設※1）	330	330	315	315	315
	認定こども園 （特定教育・保育施設※1）	69	69	69	69	69
	確認を受けない幼稚園※2	0	0	0	0	0
②－①		74	76	88	86	96

※1 特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設(以下同様です)。

※2 確認を受けない幼稚園

現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます(以下同様です)。

②2号認定(保育所、認定こども園)

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2号認定(保育所)	259	258	236	237	230
	2号認定(認定こども園)	248	248	227	228	220
	計	507	506	463	465	450
② 確保方策	保育所 (特定教育・保育施設)	258	271	271	271	297
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	251	251	251	251	251
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		2	16	59	57	98

【確保の内容】

1号認定については、現状の施設整備で確保できていますが、2号認定については、令和2年度は、現状の施設で受け入れています。令和3年度に私立保育園が1園開園する予定となっており、受け皿の拡大が図られる見込みとなっています。

(2) 3号認定(0~2歳児)

3号認定については、0歳児、1・2歳児ともに令和3年度に私立保育園の新設計画があることから、量の見込みを確保できる見込みとなっています。

①3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3号認定(0歳児)(保育所)	62	62	62	62	62
	3号認定(0歳児)(認定こども園)	58	59	58	59	58
	計	120	121	120	121	120
② 確保方策	保育所 (特定教育・保育施設)	62	67	67	67	67
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	64	64	64	64	64
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		6	10	11	10	11

②3号認定(1・2歳児)

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	3号認定(1・2歳児) (保育所)	199	196	199	196	194
	3号認定(1・2歳児) (認定こども園)	147	146	147	146	144
	3号認定(1・2歳児) (地域型保育、認可外保育施設)	0	0	0	0	0
	計	346	342	346	342	338
② 確保 方策	保育所 (特定教育・保育施設)	190	202	202	202	207
	認定こども園	161	161	161	161	161
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		5	21	17	21	30

【確保の内容】

令和2年度は、現状の施設で受け入れていますが、令和3年度に私立保育園が1園開園予定となっており、受け皿の拡大が図られる見込みとなっています。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

児童やその保護者が、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所において、必要な支援を行います。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

【現 状】

基本型、母子保健型ともに子育て世代包括支援センターにおいて、相互に連携しながら実施しています。

基本型：子育て世代包括支援センター（子育て支援相談員）

母子保健型：子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）

【量の見込みと確保量】

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
② 確保量	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターや子育て支援相談員を中心にサポートします。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育時間の延長を行う事業です。

【現 状】

令和元年度現在、延長保育を実施している施設は、公立保育所3か所（富田保育所、志度保育所、長尾保育所）、私立保育園2か所（岡野松保育園、たらちね保育園）、公立認定こども園1か所（津田こども園）、私立認定こども園4か所（よしいけこども園、ひまわりこども園、認定こども園だいが、認定こども園長尾学舎）です。平成30年度の利用実績は、265人となっています。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	202	199	188	185	179
②確保量	202	199	188	185	179
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

両親の共働きの増加や就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされているため、全ての保育所、認定こども園で実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現 状】

令和元年度現在、小学校敷地内の余裕教室や専用施設、児童館等を利用して、小学4年生までの受入れを市内9か所の児童クラブで実施し、児童の安全確保と健全育成を図っています。平成30年度の利用実績は、472人となっています。

●児童クラブ

津田放課後児童クラブ

大川町放課後児童クラブ

寒川放課後児童クラブ

造田放課後児童クラブ

長尾第1放課後児童クラブ

長尾第2放課後児童クラブ

志度第1放課後児童クラブ

志度第2放課後児童クラブ

鴨庄放課後児童クラブ

■低学年

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	167	134	159	122	133
	2年生	146	168	135	160	123
	3年生	132	113	131	105	124
	計	445	415	425	387	380
②確保量	1年生	167	134	159	122	133
	2年生	146	168	135	160	123
	3年生	132	113	131	105	124
	計	445	415	425	387	380
②-①		0	0	0	0	0

■高学年

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	4年生	114	108	93	108	86
	5年生	79	81	77	66	76
	6年生	76	65	67	63	54
	計	269	254	237	237	216
② 確保量	4年生	114	108	93	108	86
	5年生	—	81	77	66	76
	6年生	—	—	—	63	54
	計	114	189	170	237	216
②－①		155	65	67	0	0

【確保の内容】

低学年については、現状で需要に見合う施設（事業）を確保することができています。

高学年については、新たな施設整備や空き教室等を活用するなど、関係部局と協議を行いながら、実施場所の確保に努めていきます。

また、実施に必要な放課後児童指導員についても、資質向上と処遇改善等を行い、人員の確保に努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴います。）

◎夜間養育等事業（トワイライト事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

【現 状】

近隣市の児童養護施設等に委託し、2か所で受入れが可能となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

近隣市の児童養護施設等に委託を行うことで、ニーズ量を確保します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後４か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言や適切なサービス提供等への橋渡しを行うことで、育児の孤立感を解消し、安心して子どもを育てられる環境づくりを担う事業です。

【現 状】

「出生届」を提出した人を対象に、保健師や助産師、さぬき市から委嘱を受けた児童委員の訪問スタッフが、家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けています。平成３０年度の訪問実績は、２０８人となっています。

また、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施した家庭には、乳児が１歳になったときにも、再度児童委員が訪問しています。

【量の見込みと確保量】

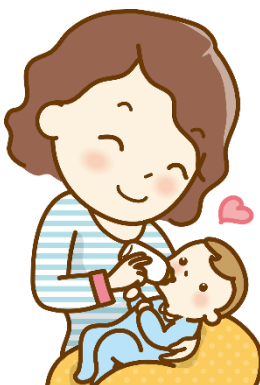
（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	224	217	208	202	195
②確保量	224	217	208	202	195
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、０歳児人口を設定

【確保の内容】

提供体制は現状で確保できているため、今後は、訪問率１００％を目指します。



(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭及び虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

【現 状】

本事業の対象は、養育支援が特に必要な家庭とし、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい妊婦又は養育者となります。以前は、妊婦や出産後間もない時期の養育者に重点を置いていましたが、近年では、就学児の家庭であっても虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する支援も行っているため、件数増で推移し、平成30年度の支援実績は、37人となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保量	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

提供体制は現状で確保できているため、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

保育所等を利用していない児童及び保護者等を対象に、地域の身近な保育所や認定こども園において、育児についての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講座等を行い、地域の子育て家庭に対して支援を行います。

【現 状】

平成30年度までは4か所で実施してきましたが、平成31年度からは1か所増えて、5か所で実施しています。おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、3歳以上児の利用も見られます。

【量の見込みと確保量】

(単位:人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	871	846	831	809	786
②確保量	871	846	831	809	786
箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

実績の推移を見守りながら、適宜、相談体制等の強化に努めます。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の終了後や長期休業中に教育活動を行う事業です。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

なお、本市では、「預かり保育」の名称で実施しています。

【現 状】

令和元年度現在、全ての幼稚園で実施しています。平成30年度の利用実績は、20,136人日となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	25,224	25,163	23,039	23,160	22,371
②確保量	25,224	25,163	23,039	23,160	22,371
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

保護者の就労支援や子育て支援の場として、また、保護者が安心して預けられる場として、全ての幼稚園で実施します。

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)以外

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園で児童を一時的に預かります。

【現 状】

令和元年度現在、公立保育所1か所と私立保育園2か所で実施しています。平成30年度の利用実績は、1,586人日となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,501	1,474	1,391	1,371	1,323
②確保量	1,501	1,474	1,391	1,371	1,323
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

公立保育所1か所、私立保育園1か所、私立認定こども園1か所において実施しています。現体制で提供可能と考えますが、実績の推移を見守りながら、必要量の確保に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【現 状】

さぬき市民病院の病児・病後児保育室「コスモス」で実施しています。常時受入可能な体制はできており、利用人数が増加する季節には、医療機関と受入態勢の検討を行い確保しています。平成30年度の利用実績は、627人日となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	673	661	623	615	593
②確保量	673	661	623	615	593
市内施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

現在の体制で、病児・病後児保育に対する需要には対応可能であると考えますが、その年の感染症（インフルエンザ等）の流行具合によっては、需要量の変動する可能性があります。

令和3年度に1か所増設予定ですが、実績の推移を慎重に見ながら、必要に応じて病児・病後児保育施設等と検討を行うことで確保に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児から高校生（18歳）までの児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【現 状】

利用件数が増えているため、まかせて会員養成講座を開催し、まかせて会員の増加を図りました。おねがい会員・まかせて会員ともに年々増加しており、平成30年度利用実績は、1,010人となっています。

主な活動内容は、送迎事業（幼稚園・保育所等利用前後の送迎、学童保育利用前後の送迎）、冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際の預かり等となっています。

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,081	1,034	987	940	893
②確保量	1,081	1,034	987	940	893
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

利用件数の増加には、まかせて会員数の増加が必要不可欠であることから、継続的にファミリー・サポート・センターに関する情報提供を行い、会員の増加を図ることで必要量を確保します。

(11) 妊婦健診事業

母子健康法第13条の規定により本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦健康診査の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【現 状】

妊娠届を提出した全ての妊婦に、妊婦健康診査助成券を交付しています。妊婦健診の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減するとともに、妊婦歯科健康診査受診券も併せて交付しています。

- 妊婦一般健康診査 14回以内（妊婦一人につき助成券を14枚交付）
 - ・梅毒血清反応検査
 - ・B型肝炎抗原検査
 - ・H I V抗体検査
 - ・妊婦超音波検査
 - ・G B S検査
 - ・子宮頸がん検診（細胞診）
 - ・C型肝炎抗体検査
 - ・風疹ウイルス抗体検査
 - ・H T L V－1抗体検査
 - ・性器クラミジア検査

- 妊婦歯科健康診査（市内医療機関のみ）

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	224	217	208	202	195
②確保量	224	217	208	202	195
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

県内の医療機関に委託して実施しています。県外の医療機関で出産する場合は、県外用受診券と交換し、償還払いを行っています。

妊婦に対する健康診査等の内容及び受診回数

- 妊婦一般健康診査 14回以内（妊婦一人につき助成券を14枚交付）
- 妊婦歯科健康診査（市内医療機関のみ）
- 産婦健康診査 2回以内（産婦一人につき助成券を2枚交付）

(12) 特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等を対象として、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、その費用の一部を補助する事業です。

① 食事の提供に要する費用

【現 状】

令和元年10月1日から、未移行幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）を対象に食事の提供に要する費用の一部を補助しています。対象施設は1園、対象者は4人となっています。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保量	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

② 日用品、文房具等に要する費用

【現 状】

生活保護世帯等を対象とした日用品、文房具等の購入に要する費用等に対する補助については、令和2年4月から実施する予定です。

【量の見込みと確保量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	3	2	2
②確保量	3	3	3	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

所得の多寡にかかわらず、全ての子どもが等しく教育・保育を受け、健やかに成長できる環境を提供できるよう本事業を実施します。

4. 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには、子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修や人事交流などを通じて、教育・保育の共通理解や人材育成など、教育・保育従事者の資質の向上に努めるとともに、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。

(2) 特別な配慮を必要とする子ども等への対応

障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもについて、個々の状況やニーズを的確に把握した上で、適切な教育・保育が等しく提供されるよう、全ての教育・保育従事者の資質向上に努めるとともに、医療的ケアが必要な児童のための総合的な支援体制を検討します。

また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関が連携を図ることで、長期的な視点で子どもへの教育的支援を行うように努めていきます。

5. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚であるなど、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。

これらの幼児の多くは、異文化における生活経験等を通して、異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいるため、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。

そのため、一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行うとともに、幼児が安心して自己を発揮できるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を対象に外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施、教育・保育施設への翻訳機の貸与等を実施します。

また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進に当たっては、幼稚園、保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域、市民、その他子育て支援に関わる関係機関との連携強化による推進体制を整備し、機能的に施策を展開します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題などについても、積極的に課題解決に努めていきます。

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び次世代育成支援地域行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたるため、計画の推進に当たっては、子育て支援に関わる関係機関と連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開します。また、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図ります。

2. 計画の広報・啓発

多くの関係者で実施しなければならない計画は、計画の内容を広範囲に広報する必要があります。特に、地域ぐるみの子育て支援を推進するには、地域の子育てサロンや子育てボランティアなど、地域や市民の自主的な活動が重要であり、また、教育・保育施設のサービスの提供の充実、企業における子育て支援への理解なども重要です。

このため、市の広報紙やパンフレット、ホームページ等で子育て支援施策の情報提供について多様な手段で広報・啓発に努め、子育てに関するイベントや講座等を企画するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報・啓発に努めます。

3. 進捗管理

計画を確実に推進するため、計画の進捗状況をさぬき市子ども・子育て会議に定期的に報告し、点検・評価を行います。点検・評価は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても行き、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

資料編

1. さぬき市子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、さぬき市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表集落支援員の項の次に次のように加える。

子ども子育て会議の委員	日額 8,000円
-------------	-----------

さぬき市役所 健康福祉部 子育て支援課

〒769-2395

住 所：香川県さぬき市石田東甲935番地1

電 話：0879-26-9905

FAX：0879-26-9946

メール：kosodate@city.sanuki.lg.jp

URL：<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/>

